

令和6年度 第1回人権擁護に関する審議会

日 時： 令和7年2月20日(木)14時～

場 所： 阪南市役所 3階 全員協議会室

1. 開 会

2. 案 件

1. 令和5年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況…【資料1】

2. 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について【資料2】

3. 人権施策推進基本計画にかかる進捗管理報告【資料3・4】

4. その他【資料5・5-1・5-2・6・6-1】

資 料

資料1 令和5年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況

資料2 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理

資料3・4 人権施策推進基本計画にかかる進捗管理報告

資料5 阪南市子どもの権利に関する条例

資料5-1 阪南市子どもの権利に関する条例について

資料5-2 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理（案）

資料6 大阪市職員の極めて悪質な部落差別発言に対し断固抗議する声明
（部落解放同盟大阪府連合会 執行委員長 赤井 隆史）

資料6-1 阪南市差別事象マニュアル【抜粋】

令和5年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況

資料1

意 見 主 旨	各部局における取組状況
1. 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について ①施策評価について ・担当課評価基準についての規定や、進捗管理について前年度との比較を記載されたい。 ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止」のために実行できなかった活動については、工夫して取り組むこと。 2. 阪南市人権行政施策について ①障害者差別解消法は企業や店舗などの事業者や行政機関等が障害のある人に対して「不当な差別的扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととした法律で、令和6年4月1日から民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされる。 障害者差別解消法は障害の「社会モデル※」の解消を目的にしている。障害の「社会モデル」の解消は、高齢者、生活困窮者、子育て妊婦などすべての配慮が必要な人たちに対しても該当する。法改正に伴う事業者に対する合理的配慮の義務の周知広報や相談窓口の主担課を明確にし、取り組むこと。 ※障害の「社会モデル」とは、本人の医学的な心身の機能の障害を指すもの（これを「医学モデル」という。）ではなく、社会における様々な障壁（施設設備の不備や制度上の規制、文化情報の無理解、人々の偏見など、これを「社会的障壁」という。）によって生じるものとする考え方。 ②阪南市人権施策推進基本計画推進のため進捗管理に取り組みに意義がある。人権行政推進委員会、人権行政本部会議等の人権行政を推進する庁内体制を評価している。「差別事象対応マニュアル」は他市町村にない取り組みで、様々な人権課題に対応するよう改正作業を進めるとともに、実際にマニュアルが発動された事案など情報共有し、人権行政推進に努められたい。	1. 阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について ①施策評価について ・進捗管理表を担当課より集約した回答について、資料2において比較を掲載した。 ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止」が5類に移行したことに伴い、コロナ禍以前の状況の実施状況に戻っている。 2. 阪南市人権行政施策について ①障害者差別解消法については、市民福祉課において「ふくしのてびき」やホームページにて周知啓発を行い、また、関係事業所等に周知啓発を行った。さらに、庁内においては、人権推進課において、職場における障がいのある人への合理的配慮について研修を行った ②「差別事象対応マニュアル」は、人権行政推進委員からの意見を基に、「感染症」及び「性的マイノリティ」に関する人権問題について改訂を行い、庁内で共有し、人権行政の推進に取り組んだ。

阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について

〔2024(令和6)年3月31日現在〕

2019（平成31）年4月に策定した阪南市人権施策推進基本計画（以下、「本計画」という。）では、本計画の基本理念である「すべての人が、かけがえのない存在として尊重される人権文化豊かなまち」を実現するために施策の基本的方向として取り組むべき主要課題を定めました。本計画に基づく施策について、人権施策の着実な推進を確保するため、毎年進捗状況の自己評価を行ったうえで、各事業の実施状況・目標の達成状況を、阪南市人権擁護に関する審議会に報告を行うとともに、その評価および本計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表することとしています。2023（令和5）年度の事業の実施状況についてまとめました。

※取り組むべき主要課題（取組の優先順位を示すものではありません）

- (1) 男女共同参画に関する課題
- (2) 子どもに関する課題
- (3) 高齢者に関する課題
- (4) 障がいのある方に関する課題
- (5) 同和問題（部落差別）
- (6) 外国人に関する課題
- (7) 感染者などに関する課題
- (8) 情報化社会における人権課題
- (9) 性的マイノリティに関する人権課題
- (10) 上記以外の人権課題

I. 数値目標(活動指標)による進捗管理(資料2)

本計画の達成を着実にするため、推進主体を明確にし、可能な限り数値目標を設定し、年度ごとの評価と進捗管理を行うため、33の指標36項目を設定しています。

次頁の「阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理」において、数値目標と現状値等を載せており、前年度と比較して施策目標に近づいた矢印が上向きは33指標38項目中12項目。特に公民館の取り組み「男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数（男性料理教室）」は参加者が昨年度は552人と大きく増加しましたが、今年度は245人減少し207人となりました。矢印が下向きは33指標38項目中14項目です。前年度と比較して変動なしは12項目です。また、健康増進課と健康事業準備室による健康教育参加者数が合計で1,761人の報告があり昨年の416人を大きく上回りました。

Ⅱ. 重点項目の推進

本計画の実効性を高めるために、以下の3点を重点項目として設定し、取り組みを進めています。

ア 性的マイノリティについての認知度の向上

- 1) 市民対象人権啓発講座(職員研修を含む「ハートフル講座」や、人権週間に実施する「人権を考える市民の集い」で人権課題として啓発しました。
- 2) 令和4年度の学校園教育基本方針の重点取組に「性の多様性についての正しい理解の増進と子どもが安心して学校園生活が送れるよう、校園長会で学校園に指導を行いました。また、校種間での引継ぎ時に、衣服等の配慮について等、性の多様性の観点を持って伝えています。
- 3) 市内小・中学校においては、標準服・制服の在り方の見直しが進み、市立中学校すべてで標準服が見直され、ズボン・スカートが選択できるようになりました。
- 4) 性的マイノリティの方にとって性自認と一致しない性別を選択記入することは強い心理的負担であると考え、各種届出書等の調査を行い令和4年度より順次、性別欄の排除・見直しを行っています。

イ 同和問題（部落差別）をはじめ、さまざまな人権課題についての教育・啓発
市民対象人権啓発講座（職員研修含む）ヒューマンライツセミナーや人権を考える市民の集い、女と男のハートフル講座や人権行政推進委員研修会などを開催し、日々子どもたちに接する保護者や教職員、保育士が同和問題（部落差別）をはじめ、さまざまな人権課題についての教育・啓発、知識や理解を深める取り組みをしました。

市民対象人権啓発講座（職員研修含む）

ヒューマン ライツセミ ナー	7/24(月)	「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」 ～虐待・いじめ・非行・引きこもりの背景にあるもの～ ➡こどもの人権	金 香百合 (ホリスティック教育実践研究所所長・堺市立男女共同参画センター館長)	113 人
	8/4(金)	「ロシアの孤立と翻弄される人々」～ウクライナ侵攻がもたらしたロシアの家族・友人との分断～ ➡戦争・平和問題	目 華子 (大阪音楽大学器楽学科ピアノ専攻卒業、ロシア国立サンクト・ペテルブルグ音楽院ピアノ科研修生終了)	132 人
	8/29(火)	「インターネットと人権」 ～私らしくメディア社会を生きる～ ➡メディア・リテラシー	西村 壽子 (NPO 法人 FCT メディア・リテラシー研究所所長 関西大学非常勤講師)	88 人
人権を考 える市民の 集い	12/2(土)	【第1部】 読み語り：「おたまさんのおかいさん」 ➡部落問題 映画：拉致被害者啓発アニメ映画「めぐみ」➡北朝鮮拉致被害者(25分) 【第2部】 映画：「破戒」(119分)➡部落問題	読み語り & 映画上映 岸和田人権擁護委員協議会（阪南地区）	452 人
ハートフル 講座	10/3(火)	「みんなで考えよう！相続」 ～トラブル事例いろいろ～ ➡高齢者問題	白出 尚美 (弁護士)	37 人
ハートフル 講座	10/19(木)	「安心して一人暮らしを続けるには」 ～キャッシュレス時代の老後・相続・保険～➡高齢者問題	渡邊 有子 (女性のお金の専門家)	36 人
みんなの人 権教室	9/2(土)	「みんなの人権教室」 ～「誰か」のことじゃない～ DVD上映：ぐらぐら森のおばけ 人形劇：人形劇場「クアパパ」による 「そらまめくんのベッド」「クマパパの ショータイム」➡こどもの人権	主催：岸和田人権擁護委員協議会（阪南地区）	110 人
みんなの人 権講座	2/20(火)	講演：「私もあなたもイキイキ、生きるために！」 映画：「瀬戸内寂聴」 ～99年生きて思うこと～(95分)	講演会 & 映画上映 金 香百合 (ホリスティック教育実践研究所所長・堺市立男女共同参画センター館長)	249 人

2) 人権啓発指導者の養成・資質向上の取り組み

人権推進課職員をはじめ市職員を各種講座や研修会に派遣しました。

月日	講座名他	主催者（開催地）	派遣者
R5. 7 ～R6. 1	部落解放・人権大学講座	一般社団法人部落解放・ 人権研究所（HRC研修室）	人権推進課職員 1名
R5. 7～R5. 9 R5. 12～R6. 2	大阪府人権総合講座前期 大阪府人権総合講座後期 ・初任者研修 ・人権相談員養成コース ・人権科目 科目履修	大阪府委託事業 一般社団法人部落解放・ 人権研究所（HRC研修室）	人権推進課職員 3名
R5. 7. 10	第4回犯罪被害者支援 実務意見交換会	大阪弁護士会 （大阪弁護士会館）	人権推進課職員 1名
R5. 8. 24 ～8. 25	部落解放・人権大学 高野山夏季講座	一般社団法人部落解放・ 人権研究所（高野山大学 他）	市職員3名（内1名 人権推進課職員）
R5. 11. 14 ～11. 15	部落解放研究 第56回全国集会	一般社団法人部落解放・ 人権研究所（和歌山市）	人権推進課職員 1名
R6. 2. 1 ～2. 2	第38回人権啓発研究集会	一般社団法人部落解放・ 人権研究所（京都市）	人権推進課職員 1名
R6. 2. 9	コリアタウン フィールドワーク	岸和田人権擁護委員会阪 南地区（大阪市生野区）	人権推進課職員 1名
R6. 2. 29	DV被害者地域支援者養成 講座	大阪府男女参画・府民協 働課（ドーンセンター）	人権推進課職員 1名

3) 阪南市人権行政推進本部人権行政推進委員会委員

【令和5年度テーマ予定】

- (2) 子どもに関する人権課題
- (4) 障がいのある方に関する人権課題
- (6) 外国人に関する人権課題

【令和6年度テーマ予定】

3月に実施予定、差別事象対応マニュアルを活用し、
電話対応について実践を予定

【委員会の流れ】

- ・事前に簡単なアンケートを実施
- ・アンケート結果にそって、基本的説明
- ・委員が相互にマニュアルに沿った実践を行う。
- ・実践を行った上で、疑問、気づき等をグループで議論
- ・各班からの発表及び意見の集約
- ・研修後アンケートの実施

ウ 阪南市本人通知等制度の周知

本人通知等制度による登録者の増加が、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止につながるとの認識のもと取り組みました。令和4年度から登録期間（3年）を廃止しました。

- 1) 市ホームページ及び広報誌（年2回）に掲載
- 2) 市民課記載台周辺に啓発ポスター及びステッカーの掲示
- 3) 窓口封筒へ本制度内容を掲載
- 4) 転入者に配付する書類の中に本制度の登録申請書を同封
- 5) 庁内ネットワークを通じて、全職員への制度周知及び登録勧奨の実施
- 6) 人権推進課主催の研修、セミナー開催時に本制度の案内配布
- 7) 制度案内チラシについて、はなてい等市のキャラクターを記載し親しみやすいものへ変更
- 8) はたちの集いにおいて本制度登録の案内配布

Ⅲ. 2023(令和5)年度事業別実施(進捗)状況報告【総括】(資料1)

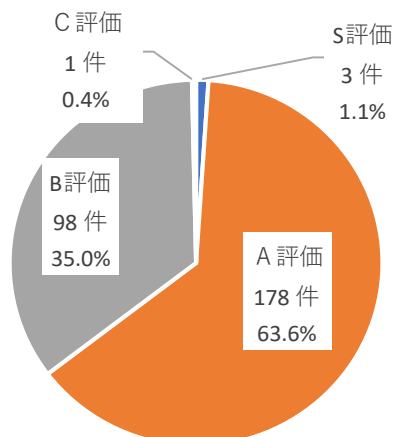
10課題のうち、9課題、280事業について各関係所管課が「2023年度実施実績」「担当課評価」の進捗管理に取り組みました。

担当課評価は「S A B C」の4段階で、S評価は3件、A評価178件と昨年と変わりありません。活動目標数値は達成していますが成果目標は達成していないとの評価です。

C評価が前年の3件から1件に減少しています。C評価が減りB評価が2件増加しました。

2022年人権課題別評価							2023年人権課題別評価					
	S評価	A 評価	B評価	C 評価	(件)		S評価	A 評価	B評価	C 評価	(件)	
(1)男女共同参画に関する課題	0	30	30	0	60		1	24	35	0	60	
(2)子どもに関する課題	0	40	7	0	47		1	40	6	0	47	
(3)高齢者に関する課題	2	23	22	2	49		1	23	24	1	49	
(4)障がいのある方に関する課題	0	38	14	1	53		0	38	15	0	53	
(5)同和問題（部落差別）	1	15	10	0	26		0	19	7	0	26	
(6)外国人に関する課題	1	8	7	0	16		0	9	7	0	16	
(7)感染者などに関する課題	0	6	1	0	7		0	7	0	0	7	
(8)情報化社会における人権課題	0	8	2	0	10		0	10	0	0	10	
(9)性的マイノリティに関する人権課題	0	10	2	0	12		0	8	4	0	12	
合 計	4	178	95	3	280		3	178	98	1	280	

人権課題別評価



<凡例>

S評価：アウトプット（活動目標数値）+アウトカム（成果目標）ともに達成できた。（取組方針どおり、事業が達成できた）

A評価：アウトプット（活動目標数値）は80～100%達成できたが、アウトカム（成果目標）は達していない。

B評価：概ね達成できた（取組方針どおり、事業が60～80%達成できた）

C評価：達成できなかった

男女共同参画に関する課題

性による差別や、伝統的・固定的な性別役割や分担意識を見直し、すべての人の人権を尊重する多様性の視点を大切にし、幼少期からの男女共同参画の意識づくりや、男性に向けた男女共同参画の支援、意思決定の場への女性の参画の拡大などを重点に置き、次の3つについて取り組みました。

ア) あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

審議会等の女性委員の比率については、審議会等35.7%（令和4年度：34.0%）、委員会等20.6%（同値：20.6%）となっており、さらなる推進のためB評価としています。また、教育委員会の取り組み「管理職への女性教員登用の推進」について昨年と同様の25%の管理職が女性教員となっております。

働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努め、育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで管理職への女性職員登用の推進を図ってまいります。

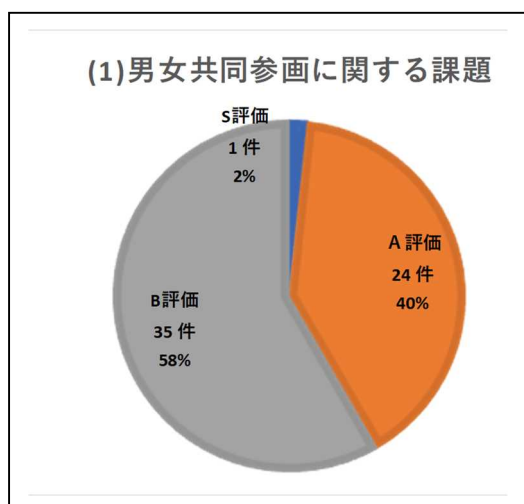
イ) 個人の人権が尊重される社会づくり

11月の女性に対する暴力をなくす運動週間の取組として、街頭啓発・パープルリボンツリー・のぼり・懸垂幕の設置、公用車への啓発ステッカー貼付、啓発講座や女性のための弁護士相談の開催、広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載等を実施しました。

ウ) すべての世代への男女共同参画意識の浸透

ハートフル講座において「みんなで考えよう！相続」「安心して一人暮らしを続けるためには」では弁護士の方や専門家を迎え、様々な世代が安心して生活をしていくための講座を開催しました。また、各種チラシやリーフレットの配布を行いました。

中央公民館事業で「男の料理」講座・クラブ活動を活発に行い、延べ277人が参加しました。また、「男の料理体験講座」には延べ19人が参加しました。「持続可能な居場所のつくりかた講座」には、男性11人の参加があり、地域活動への関心を高め生きがいにつながる学習機会を提供しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、B評価が昨年より多くなりました。「意思決定の場への女性の参画の拡大」「雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり」「男女共同参画の意識づくり」の項目でB評価が多く、「あらゆる暴力の根絶」「こどもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり」はA評価が多い傾向です。

(2)子どもに関する課題

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの「生存の権利」「発達の権利」「保護を受ける権利」「参加の権利」の4本の柱からなり、家庭や社会生活のあらゆる分野で、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力する必要性を明記しています。「子どもの権利条約」を現実のものとしていくには、権利の主体である子どもの参画を進めるとともに、学校、家庭、地域など子どもたちに関わるすべての環境で子どもの人権を守り、次代を担う子どもが健やかに育つ社会を実現することが重要であるため、次の4つについて取り組みました。

ア) 子どもの人権の尊重

・ヒューマンライツセミナー「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」を題材に虐待・いじめ・非行・ひきこもりについて講演会を開催しました。

イ) 子どもの頃からの人権教育・保育の推進

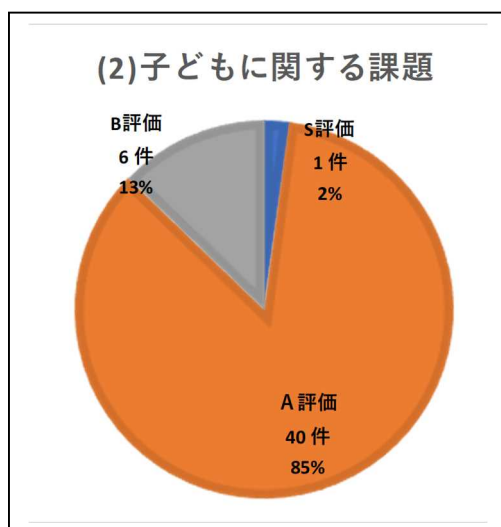
阪南市人権擁護委員等による人権教室を行いました。また、人権の花運動も行い保護者にも運動の内容や取組を発信しました。

ウ) 子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制

保育所、幼稚園、小中学校におけるいじめの予防、早期発見、早期解決の取組として、小学校で305件（昨年318件）、中学校で47件（昨年54件）のいじめを認知し、各学校で対応しました。教育相談は電話相談と面談相談を含め、合計170件（昨年190件）の相談に対応しました。令和4年6月よりこども支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭、また妊産婦に対する継続的な支援に向けて周知を図りました。

エ) 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

ファミリー・サポート・センターは、育児のサポートを受けたい人（利用会員）とサポートを行いたい人（協力会員）に会員登録してもらい、ペアリングすることで子育てを支援しています。ペアリングの実績は、令和5年度の成立は、74%でした。



事業に対する各所管課の自己評価については、本課題ではS評価が2%、A評価が85%と多く、ついでB評価が13%と良い評価が多く、S評価は「支援体制の充実」であり、障がい児施策において、保護者の経済的負担の軽減につながりました。

(3) 高齢者に関する課題

急速な超高齢・人口減少社会の到来により、高齢化が進展しており、2023（令和5）年9月末時点で人口は50,934人うち高齢者人口が、17,512人、高齢化率は、34.4%となっており将来推計では2040（令和22）年には、高齢化率が45.8%と上昇することが見込まれています。

高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域ケアシステムの実現をめざし、高齢者がその能力に応じ主体性をもって安心して生活を行うことができるよう、高齢者の意思及び自己決定を最大限に尊重する視点に立った体制の整備やきめ細かな施策の推進を図るため、次の5つについて取り組みました。

ア）高齢者の人権の尊重

地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護のケースが増え、それらの方の相談援助を行いました。令和5年度相談件数9,739件（昨年10,289件）でした。

イ）我が事・丸ごとの地域共生社会の実現

高齢者にやさしい安全なまちづくりの充実として、令和3年度からコミュニティバスはノンステップバスを導入し令和5年度の利用者数は156,732人（昨年は135,427人）でした。また、校区地区福祉委員会を中心に、きめこまかな活動が展開され、サロンや個別支援活動が実施されており、身近な場所での居場所づくりを展開させています。

ウ）高齢者の自立促進と生きがい活動の充実

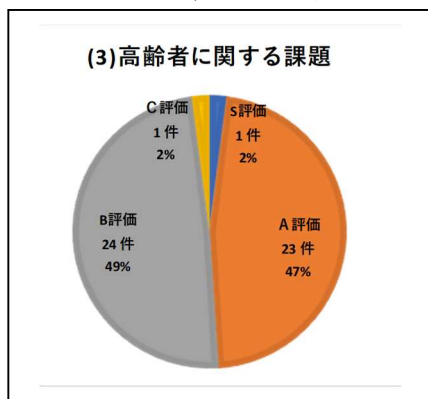
老人クラブについては、高齢に伴い、病気等で退会する人が増加し、新規会員がいるものの横ばい状態です。また若い世代の加入者が増えない現状があり、会員の事務負担も増加しています。外部化において、社会福祉協議会と協働で事務局の運営を行いました。

エ）利用者本位の介護サービスの充実

在宅医療・介護連携体制の構築において、泉佐野泉南医師会及び地域包括支援センターとの連携で、地域の医療・福祉資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、情報共有、相談事業、研修事業などを行いました。

オ）高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進

女と男のハートフル講座で10/3「みんなで考えよう！相続」37人参加・10/19「安心して一人暮らしを続けるためには」36名参加を開催しました。



事業に対する各所管課の自己評価については、「地域福祉活動の充実」でS評価があります。C評価は地域ケア会議の強化です。

(4)障がいのある方に関する課題

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参加する主体として自己実現できるよう、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会の実現が求められています。そのために、雇用・就労、社会参加の促進、保健・福祉・医療の充実、文化活動の推進など、ライフステージに即した障がい児・者の福祉施策を総合的に推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべて市民が人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できるよう、市民への周知啓発にも積極的に行うため、次の4つについて取り組みました。

ア) 人権侵害の防止と権利擁護の充実

身体拘束や虐待の防止に向けた取組では、虐待通報13件（昨年16件）うち全件（昨年3件）は虐待として認定し、対応しました。

イ) 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進

障がい児・者スポーツ、文化芸術活動の振興において、教室を設定し、各種の運動経験を広げることにより、障がい者（児）の体力の向上に役立てるとともに、障がい者（児）及び保護者同士の交流の推進を目的に、年間6回実施し、延べ108人の参加がありました。

ウ) だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進

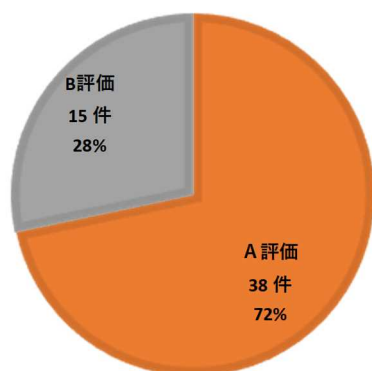
くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）では登録者の名簿一覧及び地図の名簿更新したものを各校区地区福祉委員会、民生委員、名簿情報提供に係る協定締結の自治会・自主防災組織に提供し、情報共有を行いました。

令和5年度 1,389人(昨年1,377人)

エ) インクルーシブ教育・保育システムの構築

56人（昨年54人）の子ども支援員を学校園へ配置し必要な支援を行い、支援学校の教員を招いて相談会を2回開催しました。また、各学校園において、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの障がいに応じた指導に活用しました。

(4)障がいのある方に関する課題



事業に対する各所管課の自己評価については、市民後見人養成講座は大阪府内21市町が大阪府社会福祉協議会に委託して行っていますが、B評価としました。ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言がAと評価されています。相談件数16件（昨年度実績166件）

(5) 同和問題（部落差別）

2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」とともに「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、国及び地方公共団体に対して、部落差別の解消に向けた相談体制の充実や、教育及び啓発を行うことを求めています。

また、国連においても「職業及び世系に基づく差別」に関する重要な人権課題として取り上げられている、日本固有の人権問題とされる同和問題(部落差別)の早急な解消に向け、引き続き、教育・啓発活動を積極的に推進するため、次の4つについて取り組みました。

ア) 差別意識の解消に向けた人権教育の推進及びイ) 差別意識の解消に向けた人権啓発の推進

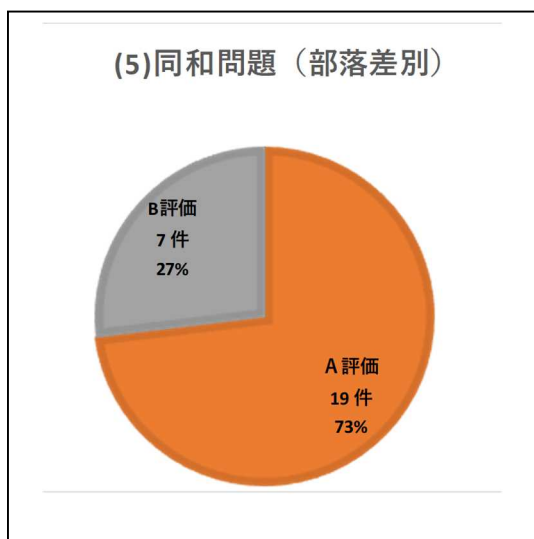
人権を考える市民の集い 12/2 参加者452人 映画「破戒」を上映しました。

また、市職員における人権・同和教育のリーダーの育成として、人権推進課職員1名が「部落解放・人権大学講座」受講、人権推進課職員を含む3名が「部落解放・高野山夏期人権講座」参加、「部落解放全国大会」「部落解放研究大会」へ人権推進課職員を参加しました。

ウ) 人権が尊重された人権文化のまちづくり

人権侵害の早期発見と適切な対応のために各種相談体制の充実と、職員の専門性確保のため大阪府認定人権擁護士2名を配置しています。

また、人権施策の推進のため「阪南市人権施策推進基本計画」の進捗管理を行い外部組織「阪南市人権擁護に関する審議会」で意見を求めました。



事業に対する各所管課の自己評価については、人権を考える市民の集いにて「破戒」を上映し、452人の方に参加いただき改めて部落差別を含めた差別について考えてもらうことができたことをA評価にしています。

(6)外国人に関する課題

グローバル化が進んだことにより、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、在留外国人の多様化や定住化が進展する中、本市の外国人住人は本計画策定時の2018（平成30）年9月末時点で327人います。「入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、2019（平成31）年4月から外国人労働者の受け入れ拡大が進む中、多文化共生を促進し、世界的な視野から自己や地域を見つめることのできる姿勢を養うとともに、国際交流や国際協力の必要性、意義について理解を深め、国籍・民族などの違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざした施策を推進するため、次の2つについて取り組みました。

ア) 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進

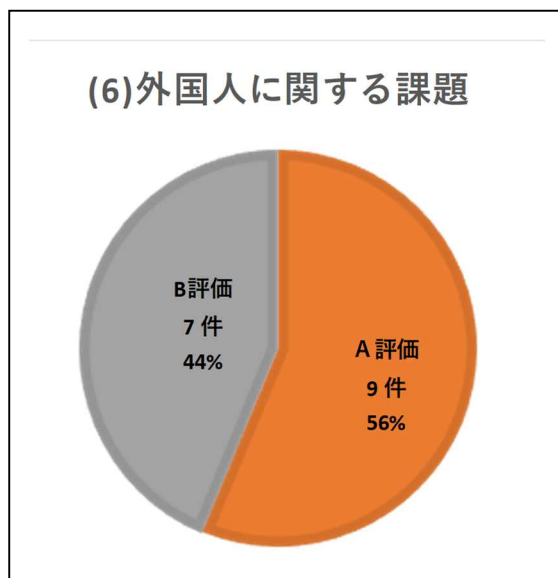
多文化共生事業の推進において、公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会や、国際交流サークルにより国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施において、12月17日に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施しました。

R5 参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）

R4 参加者数129名（学習者30名、指導者43名、その他56名）

イ) 在住外国人の生活支援

言語でのコミュニケーションが円滑となるよう、翻訳ツールアプリを活用した相談体制を整備し、多言語での生活情報の提供、相談窓口の充実、日本語学習の支援、多言語進路ガイダンスの開催、「やさしい日本語」の推進をしました。



事業に対する各所管課の自己評価については、「相談窓口の充実」福祉部に「くらし丸ごと相談室」など市民の方と接するところでのA評価が多くみられました。

(7)感染者などに関する課題

H I Vやハンセン病などの感染症については、正しい知識や情報が十分に普及していないことに起因した理解不足から生じる人権問題です。

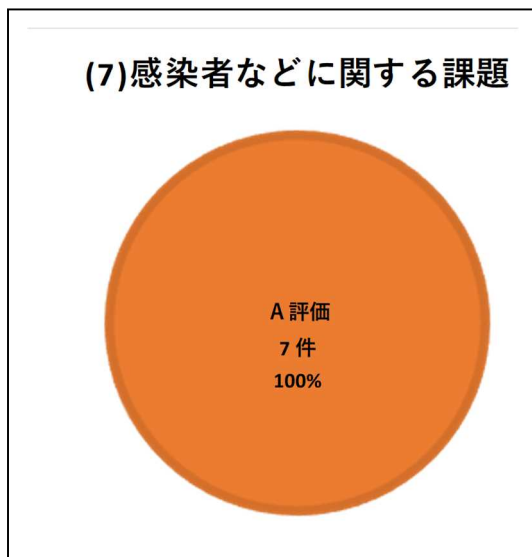
計画策定時は想定していなかった新型コロナウイルス感染症拡大が2019（令和元）年度末ごろはじまり、それまでの感染者課題は「性感染症」「H I V」「ハンセン病」に比重を置いた取り組みであったため、相談事業などの利用者もほとんどありませんでした。昨年度からこれまでの取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症を起因とする偏見、差別、人権侵害について次の2つに取り組みました。

ア）感染症についての正しい知識の普及

広報誌にハンセン病についての正しい理解を促進するための啓発記事を掲載しました。

イ）相談窓口の設置

令和2年度に大阪市他主催の「ハンセン病回復者等支援者養成講座」人権推進課職員1名受講、修了書受領。相談体制の強化を行いました。



事業に対する各所管課の自己評価については、各事業が全てA評価でした。

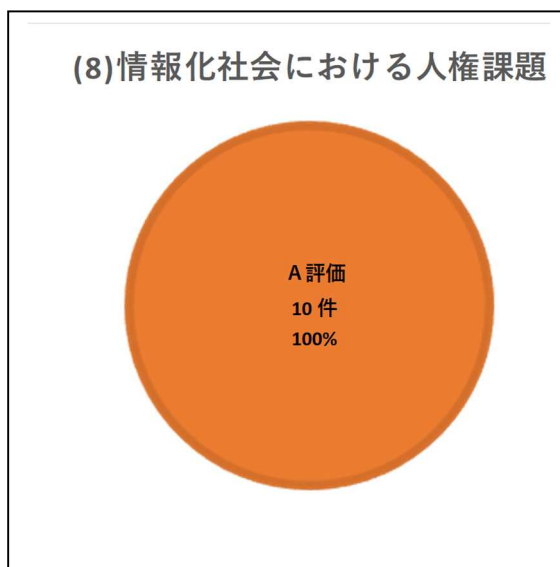
(8) 情報化社会における人権課題

インターネットは、情報の収集や発信、商品の購入など、生活をする上で欠かせないものとして急速に普及しています。しかし、その匿名性、情報発信の安易さから、個人・団体や不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発したりする情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

このような差別事象の実態把握を行うとともに、情報の発信者がモラルと人権意識を高め、自らの発信する情報に責任を持つこと、また利用者也情報に惑わされることがなく、主体的・批判的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めることが求められているため、次の点について取り組みました。

ア) 人権意識の高揚と正しい利用の促進

学校における情報モラル教育の充実において、情報モラル教育に関する研修内容や資料の伝達講習を行い、教員の情報モラルに対する識見の向上のため児童生徒のタブレット端末活用にあたり、児童生徒向けの使い方ルールや、教員向け活用ガイドラインについて啓発を行いました。また、市民及び職員向け啓発講座において、メディア・テラシーと人権を題材にし、高齢者も含めすべての人が「私らしくメディア社会を生きる」の講演を行いました。



事業に対する各所管課の自己評価については、全ての項目においてA評価でした。

(9)性的マイノリティに関する人権課題

性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、性自認（心の性）など、さまざまな要素があります。また、男性・女性のどちらかということではなく、さまざまなバリエーションが存在し、揺れ動き、年齢とともに変化することがあります。2015（平成27）年に、文部科学省が、性的指向や性自認について悩みを抱える児童生徒に対してきめ細やかな対応の実施などを定めた通知を出し、教育現場における取り組みの必要性が高まっています。今後は、多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりを一層進めるため、次の点について取り組みました。

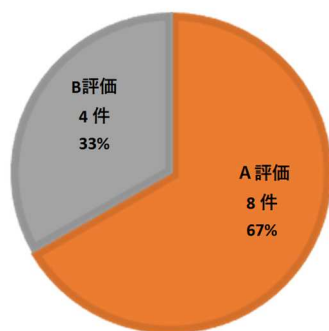
ア）性の多様性、性的マイノリティへの理解促進

校園所の教職員対象に性の多様性に関する人権教育研修会の実施において校園所の人権教育担当者対象の第4回人権教育研修で「大人が変われば子どもが変わる～性・生に関する大阪の課題と『生きる』教育について～」をテーマに実施しました。

イ）多様な性が尊重されたまちづくり

性的マイノリティの子どもたちが安心して学校園生活が送れるよう、相談体制を整え、啓発ポスターの掲示などの環境整備を行うとともに、日頃の教職員の言動により「相談しても大丈夫だよ。」というメッセージを送り続けるよう、学校園に伝えるようにしています。また、性的マイノリティの子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、校長会・園長会において学校園に指導を行った。当該児童・生徒がカミングアウトした際の対応についても校園長会等で周知・啓発している。また、校種間の引継ぎ時には、衣服等の配慮等、性の多様性の観点を伝えている。

(9)性的マイノリティに関する人権課題



事業に対する各所管課の自己評価については、学校教育課の取り組みで「学校における教育の推進」をB評価としました。

阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理

2024（令和6）年3月31日現在

施策の方向性	施策の展開	具体的施策	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	評価の根拠・2024（令和6）年度取組課題改善策	取組方針	担当課
（ア）意思決定の場への女性の参画の拡大	a 審議会等への女性の参画の促進	審議会等の女性委員の比率を令和8年度までに40%以上60%以下とする	審議会等 32.4%（令和3年度中間目標値：35.0%） 委員会等 22.7%（令和3年度中間目標値：14.5%）	B	・委員会等の中間目標値は達成したが、審議会等の女性委員数について女性委員が0の審議会は、市民公募委員で女性委員の任用に努めるなどの工夫をして、早急に女性委員が0の審議会をなくすよう努める。 ・審議会等の女性委員数について、目標値に届かない理由を明らかにして分析し、女性委員の確保に努める。	継続実施	関係各課

選択肢

選択肢

※アウトプット（活動目標数値）＝事業実施回数、参加者数等

※アウトカム（成果目標）＝啓発事業の理解度、施策目標の達成度等

S	アウトプット（活動目標数値）+アウトカム（成果目標）ともに達成できた。（取組方針どおり、事業が達成できた）	継続実施	現在の事業を現在の状況で継続実施していくもの（制度の現在レベルの実施が目標となる）
A	アウトプット（活動目標数値）は80～100%達成できたが、アウトカム（成果目標）は達していない。	課題あり	現在のものでは不完全であり、課題（改善すべきところ）が存在するもの
B	概ね達成できた（取組方針どおり、事業が60～80%達成できた）	拡大（新規）	新たな事業を実施するもの
C	達成できなかった	廃止	初期の目的を達成または薄れている、市民ニーズの減少、費用対効果が低いなどにより、事業を実施しないもの
		休止	事業の必要性はあるが、市民ニーズの状況、財源の確保などにより、事務事業を休止するもの
		統合	他の事業と統合するもの

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 変動なし↓, 変動なし)

	設定目標	2018(平成30)年度 計画策定時	2022 (令和4)年度 前年度値	2023 (令和5)年度 現状値	前年度 比較	2028(令和8)年度 目標値	担当課
1	審議会等委員に占めるの女性委員の割合	審議会等 31.0% 委員会等 8.8%	審議会等 34.0% 委員会等 20.6%	審議会等 35.7% 委員会等 20.6%	審議会↑ 1.7%増 委員会→ 変化なし	審議会等 40~60% 委員会等 30%	関係各課
2	審議会等委員における女性委員参画比率が0%の審議会等の割合	審議会等 16.7% 委員会等 66.7%	審議会等 10.8% 委員会等 50.0%	審議会等 6.7% 委員会等 50.0%	審議会↑ 4.1%増 委員会→ 変化なし	審議会等 0% 委員会等 0%	関係各課
3	管理職的地位にある職員に占める女性割合	15.9%	20.7% (18人/87人)	22.6% (19人/84人)	↑ 1.9%増	30% 2025(令和5)年度	秘書人事課
4	小中学校の教職員の教頭以上に占める女性割合	30.8%	25%	25%	→ 変動なし	33.3%	学校教育課
5	就労に関するセミナーや講座の実施回数と女性の参加率	3回 46.1%(平成29年度)	3回 42.9% (令和4年度)	3回 87.5% (令和5年度)	↑ 44.6%増	3回 70%	生活環境課
6	就労支援相談者の就職率	8.4%(平成29年度)	9.5% (令和4年度)	0% (令和5年度)	↓ 9.5%減	20%	生活環境課
7	障害者施設から一般就労への移行者数	9人	10人	6人	↓ 3人減	16人 (2023年度)	市民福祉課
8	がん検診受診率(40~69歳女性)	乳がん検診 14.4% 子宮がん検診 18.4% (平成29年度)	乳がん検診 15.6% 子宮がん検診 17.6%	乳がん検診 15.1% 子宮がん検診 16.7%	乳がん検診 0.5%減↓ 子宮がん検診 0.9%減↓	乳がん検診 50% 子宮がん検診 50%	健康増進課
9	介護予防教室参加者	23,302人	21,616人	21,430人	↓ 186人減	24,800人 (2020年度)	介護保険課
10	健康教育参加者数	673人 (平成29年度)	92人 健康増進課 324人 健康事業準備室 計416人	122人 健康増進課 1,639人 健康事業準備室 合計1,761人	↑ 1,345人増	875人	健康増進課 健康準備室
11	阪南市内の犯罪認知件数	342件	247件	234件	↓ 13件減少	183件	生活環境課
12	社会教育関係団体に対する人権研修会の実施	5回	1回	1回	→ 変動なし	5回	生涯学習推進室
13	フォーラム等男女共同参画に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 476人	283人	523人	↑ 240人増	年間延べ 240人	人権推進課
14	男性のみの読み手によるおはなし会の継続的な実施	2回実施 読み手:延べ10人 参加者:延べ67人	2回実施 読み手:延べ9人 参加者:延べ47人	1回実施 読み手:延べ5人 参加者:延べ19人	↓ 読み手:4減 参加者:28減	2回実施 読み手:延べ10人 参加者:延べ69人	生涯学習推進室
15	男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数	年間延べ74人 (平成29年度)	552人	307人	↓ 245人減	年間延べ30人	公民館
16	男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数	44人(平成29年度)	実施せず	実施せず	→ 変動なし	60人	健康増進課
17	子どもの居場所事業の実施	7か所	7か所	7か所	→ 変動なし	7か所	生涯学習推進室
18	「はなてい・まなびばネット」の実施	20回	実施せず	実施せず	→ 変動なし	30回	生涯学習推進室
19	男女共同参画に関する図書・資料の充実	462冊	640冊	641冊	↑ 1冊	510冊	生涯学習推進室
20	健康教育参加者数	673人 (平成29年度)	374名	297人	↓ 77人	875人	健康増進課
21	人権に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 1,727人	519人	786人	↑ 267人増	年間延べ 1,527人	人権推進課
22	乳幼児健診受診率	97.8% (平成29年度)	96.7%	97.6%	↑ 0.9%	98%	健康増進課
23	留守家庭児童会の小学生受入れ率	21.8%	22.4%	24.4%	↑ 2%	23%	生涯学習推進室
24	グリーンベルトの設置延長	2.6km	3.1km	3.1km	→ 変動なし	3.6km	道路公園課

	設定目標	2018(平成30)年度 計画策定時	2022 (令和4)年度 前年度値	2023 (令和5)年度 現状値	前年度 比較	2028(令和8)年度 目標値	担当課
25	地域包括支援センターにおける相談件数	2,816件	10,289件	9,739件	↓ 550減	14,000件 2020年度	介護保険課
26	健康遊具の設置数	50基	48基	53基	↑ 5基増	60基	道路公園課
27	生涯スポーツ指導者の育成人数	172人	120人	120人	→ 変動なし	200人	生涯学習推進室
28	障がい者・児スポーツ教室や交流大会の実施	年間9回	6回	6回	→ 変動なし	年間10回	生涯学習推進室
29	障がい者スポーツ、文化芸術活動に関する資料の充実	障がい者スポーツ 11冊 芸術スポーツ15,837冊	障がい者スポーツ 12冊 芸術スポーツ 16,024冊	障がい者スポーツ 12冊 芸術スポーツ 15,584冊	→ 変動なし ↓ 440冊減	障がい者スポーツ 15冊 芸術スポーツ15,850冊	生涯学習推進室
30	放置自転車の撤去台数	115台	90台	91台	↓ 1台改悪	100台	道路公園課
31	阪南市内の街頭犯罪認知件数	100件	85件	67件	↓ 18件減	25件	生活環境課
32	本人通知制度の周知と登録件	登録者 267人	271人	295人	↑ 24人増	登録者 300人	市民課
33	国際交流事業の実施	1回	1回	1回	→ 変動なし	3回	生涯学習推進室

(1) 男女共同参画に関する課題

ア あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
1	（ア） 意思決定の場への女性の参画の拡大	a 審議会等への女性の参画の促進	各種審議会等への女性の登用推進及び比率向上	・自治基本条例推進委 4名/12名、まちひとしごと創生委員会 2名/15名、外部評価委員会 2名/5名 合計8名/32名＝25%【政策共創室】 ・審議会等33.5%（令和8年度目標値 審議会等 40～60%） 【全体】	B	継続実施	関係各課
2		b 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進	管理職への女性職員・教員登用の推進	・教職員の管理職の女性割合 100%（幼稚園及び保育所のみ）、66.7%（こども未来部内）【こども政策課】 ・教職員の管理職の女性割合 25%（小中学校）【学校教育課】 ・管理職の女性割合 22.6%（前年度20.7%）（令和7年度特定事業主行動計画目標値：30.0%）【秘書人事課】	B	継続実施	秘書人事課 学校教育課 こども政策課
3		c 事業者や地域における意思決定の場への女性の参画の促進	女性の管理職登用及び女性の参画・登用の重要性についての啓発	・事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等を行い、働く女性の活躍推進の啓発や、関連する法律等の周知を行った。【生活環境課 B】 ・事業所人権問題連絡会の総会や研修等で、女性管理職登用の重要性や「女性活躍推進法」についての周知啓発を行った。【人権推進課B】 ・自治基本条例推進委員会、外部評価委員会、おもいやりあふれるまち阪南まち・ひと・しごと創生委員会等、まちづくりなどにおける方針の立案および決定過程において、女性の参画促進の啓発に努めた。【政策共創室】	B	継続実施	人権推進課 生活環境課 政策共創室
4		d 女性の人材育成	男女が共に働きやすい職場づくりのための研修の充実	管理職の女性割合 22.6%（前年度20.7%）（令和7年度特定事業主行動計画目標値：30.0%）	B	継続実施	秘書人事課
5			地域活動等における女性リーダーの育成	地域活動や市民活動等のリーダーの役割を担う人材を養成するため、社会教育団体や市民団体等と共催して啓発講座を実施した。	A	継続実施	人権推進課 生涯学習推進室
6	（イ） 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	a 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ	「女性活躍推進法」の啓発	・事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等を行い、働く女性の活躍推進の啓発や、関連する法律等の周知を行った。【生活環境課B】 ・啓発講座や広報誌等で、広く市民に法律の意義をわかりやすく伝えることに努め、かつ、商工会や事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修等で啓発を行った。【人権推進課A】	B	継続実施	人権推進課 生活環境課
7		b 女性や若者、高齢者等のための就労支援	結婚や出産、子育てで離職した女性の再就労支援及び働きたい女性・若者等への就労支援	就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。（令和5年度地域就労支援相談および就労・生活相談の相談件数：182件）また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施するとともに、地域就労支援センターで行われるサポステによる若年者等のしごとの出張相談を周知した。	A	継続実施	生活環境課 人権推進課
8			高齢者や障がい者等の就労機会等の拡大	・市内の介護サービス事業者に対して、労働に関する法律や制度の理解に努めた。【介護保険課B】 ・障害者手帳交付時や対象者から相談があった際に、「ふくしのてびき」を活用し就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援について説明、サービス利用につなげた。【市民福祉課】	B	継続実施	介護保険課 市民福祉課
9		c ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	事業所及び労働者への働きかけ	性別にかかわらず、労働者が自身の望むワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、総会や研修会等で、情報提供や啓発を行った。	B	継続実施	人権推進課 生活環境課
10			安心して就労できるための支援策の充実	・人員確保に苦慮しているが、子育て中の保護者の社会参加を支援できるよう、保育所職員を適正に配置し、安全な保育と子どもの健やかな育ちを引き出す保育の実施に努めた。【こども政策課B】 ・事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの実現についての啓発を行った。【生活環境課B】	B	継続実施	生活環境課 こども政策課
11			ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のモデル事業所づくり	パソコン一斉シャットダウンにより勤務間インターバルを確保し、職員のワークライフ・バランスの実現に向け取り組んだ。	B	継続実施	秘書人事課
12	災進る（ ・（男ウ 復ま女） 興ち共 等づ同地	a 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動の推進	市民活動支援センター夢プラザで市民啓発講座「ヒューマンライツセミナー」のチラシを配架し、啓発を行った。	B	継続実施	政策共創室

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
13	く参域 り画に のお 防推け	b 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進	R5年改定の阪南市地域防災計画に基づき、男女双方の視点や災害時要援護者に配慮した防災・災害復興対策の環境づくりを推進した。	B	継続実施	危機管理課

イ 個人の人權が尊重される社会づくり

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
14	（ア） 生涯を通じた男女の健康支援	a 生涯を通じた心身の健康保持・増進	若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進	・令和5年度実績 乳がん検診受診率15.1％ 子宮がん検診受診率16.7％【健康増進課B】 ・心身の健康の保持・増進のため、介護予防の運動教室を実施した。また、若い時から健康づくりに関心を持っていただけるよう健康事業準備室や企業等と連携しながら40歳以上を対象とした「体力測定会」を3回開催した。【介護保険課A】	B	継続実施	健康増進課 介護保険課
15		b 健康をおびやかす課題解決	学校における適切な性に関する指導の実施	・各種専門機関に協力を依頼して、学校における適切な性に関する指導の実施のため、命の大切さについての思春期教育を推進した。	B	継続実施	学校教育課
16			健康をおびやかす課題に対する対策の推進	各種健（検）診や予防接種事業、母子保健事業、健康増進計画及び食育推進計画に基づく事業を実施する。またがん検診の受診率向上のため広報や幼稚園での親子登園等で周知した。	A	継続実施	健康増進課
17	（イ） あらゆる暴力の根絶	a 暴力を容認しない社会風土の醸成	女性に対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	11月の女性に対する暴力をなくす運動週間の取組として、街頭啓発・パープルリボンツリー・のぼり・懸垂幕の設置、公用車への啓発ステッカー貼付、啓発講座の開催、広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載等を実施した。	A	継続実施	人権推進課
18			子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	・11月の児童虐待防止月間では、市役所内、公立保育所や幼稚園、保健センターにポスター掲示を実施し、関係機関へのポスター掲示依頼を行った。【こども支援課A】 ・日常生活においてこどもの様子をチェックするとともに、児童虐待防止推進期間では保育所・幼稚園内に啓発ポスターの掲示を行い、こどもの擁護充実を図るとともに、保育所・幼職員に向けた「児童虐待防止研修」を実施し、職員の意識啓発に努めた。【こども政策課A】 ・学校においては、性的だけでなく、身体的、心理的及びネグレクト等の虐待の疑いがあれば通告するよう周知徹底している。また、児童虐待未然防止について家庭や地域へも周知を行い、理解と協力を得ている。【学校教育課A】	A	継続実施	こども支援課 こども政策課 学校教育課
19			犯罪被害に遭いにくいまちづくり	地域における防犯力の保持に努めるため、泉南警察署や阪南市防犯委員会と連携し、安全・安心のまちづくりを推進した。（青バト講習受講者数：52名 防犯教室：4回）	A	継続実施	生活環境課
20			地域での子どもの健全育成の促進	放課後や週末における安全で安心なこどもの居場所、活動場所を確保するとともにスポーツ、文化活動などを通じ、自主性、主体性、協調性のあるこどもの育成に努めた。	B	継続実施	生涯学習推進室
21		b 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実	相談窓口の周知、充実	・令和4年6月よりこども支援課内にこども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭及び妊産婦に対して、継続的な支援を実施した。【こども支援課A】 ・地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。 令和5年度相談件数 9,739 件【介護保険課B】 ・市障がい者虐待防止センターと、関係機関（警察、障がい者就労事業所、特定計画相談事業所）との連携に努め、広報に記載されている相談窓口の周知を図った。【市民福祉課A】 ・子育ての悩み、子どもの発達や学校教育への不安を持つ保護者に対して、電話や面談等で、共感しながら話を聞いたり、助言したりすることで、その不安や悩みを少しでも解消できるように取り組んだ。また、必要に応じて、教育支援相談員やSC・SSWと学校が連携し、直接の支援を行った。【学校教育課A】 ・支援窓口について、広報誌・市ウェブサイトへの掲載、公共施設へのポスター掲示のほか、プライベート空間であるトイレの個室にも相談窓口案内のカードを設置し、必要な方々に届くよう、周知の工夫に努めた。【人権推進課A】	A	継続実施	人権推進課 市民福祉課 こども支援課 介護保険課 学校教育課
22		c セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のための職員、市民に対する研修の実施	・管理職向けハラスメント防止研修（動画）を実施した。【秘書人事課B】 ・大阪府教育庁より通知された「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」について、校長会等において概要を説明・周知し、定期的に教職員等によるセクシュアル・ハラスメントの防止について周知啓発を行った。【学校教育課B】 ・令和2年6月の「改正労働施策総合推進法」一部施行に伴う、様々なハラスメント相談窓口体制防止対策等の義務化の周知に努めた。【人権推進課A】	B	継続実施	人権推進課 秘書人事課 学校教育課
23			セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、セクシュアル・ハラスメント防止についての研修参加勧奨を行い、啓発に努めた。	B	継続実施	生活環境課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
24	d DV防止対策の推進		相談体制の充実	・介護保険課及び地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。【介護保険課B】 ・市障がい者虐待防止センターと、関係機関（警察、障がい者就労事業所、特定計画相談事業所）との連携に努め、障がい者虐待相談援助を13件対応した。【市民福祉課A】 ・女性総合相談は阪南市人権協会に事業委託、専任の女性公認心理士が相談員として対応している。相談員のスキルアップのため、人権協会相談員及び相談事業関係者が大阪府人権総合講座養成講座等の研修に参加した。大阪府認定人権擁護士2名を配置している。【人権推進課】	B	継続実施	人権推進課 介護保険課 市民福祉課
25			被害者の安全確保の徹底（被害者のこどもの安全も含む。）	・児童虐待において、早期発見、早期対応に努めた。【こども支援課A】 ・人権推進課をはじめとする庁内関係各課と連携し、住民基本台帳におけるDV等被害者保護の支援措置を行った。また、会議の場において、庁内での事務の連携等について情報提供を行った。【市民課B】 ・要保護児童地域連絡協議会において、継続的にこどもの様子を確認した。児童虐待防止について家庭や地域へ周知を行い、理解と協力を得るよう努めた。【各保育所A】 ・要保護児童地域連絡協議会や虐待防止ネットワーク会議においてにおいて、専門機関と連携をとり子どもの様子を確認 する。児童虐待防止について家庭や地域へ周知を行い、理解と協力を得るよう努めた。【幼稚園A】 ・要保護児童対策地域協議会において、継続的にこどもの様子を確認した。DV被害（主に心理的虐待）では、必要に応じて警察と連携した。児童虐待未然防止について家庭や地域への周知徹底を行い、理解と協力を得るよう努めた。【学校教育課A】 ・児童虐待の早期発見・早期対応が可能となるよう、乳幼児健診の未受診者の現認、保健・福祉などの関係機関との連携を図った。【健康増進課A】	A	継続実施	こども支援課 健康増進課 学校教育課 市民課 生活支援課 各保育所 各幼稚園
26			広報誌や市ウェブサイトの工夫、多言語訳など必要な情報アクセシビリティの推進	広報はなんやんや本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう、声の広報の制作やユニバーサルフォントの使用、文字の大きさや行間の確保等に努める。	A	継続実施	シティプロモーション推進課
27	(ウ) さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	a セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり	多言語での生活情報の提供	本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう行政用語を分かりやすく言い換えたり、Google翻訳等の利用をし、多言語訳に努める。また、発信する情報の優先順位を考え、伝わりやすい、見やすい表記方法を心掛けるよう努める。	A	継続実施	シティプロモーション推進課
28			相談体制の充実	・介護保険課及び地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。【介護保険課B】 ・一般相談支援は地域生活支援事業を委託しているまつのき園に併せて委託している。相談件数は1,600件（前年度1,737件）で、特定相談支援（サービス利用計画作成）は、667件（前年度1,023件）。【市民福祉課B】	B	継続実施	介護保険課 市民福祉課
29			多様な性を認める意識の醸成	「ヒューマンライツセミナー」や「人権を考える市民の集い」の講演等で多様な性を認める内容を盛り込み講演等を実施した。	A	継続実施	人権推進課
30			国際理解・多文化共生講座の開催	12月17日(日)に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）	B	継続実施	生涯学習推進室
31			ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進	・健康準備室が車いす体験の実施【健康事業準備室】 ・ウェブページの更新や資料の作成にあたり、ユニバーサルデザインやUDフォントの使用を心がけた。【政策共創室】	B	継続実施	健康事業準備室 政策共創室
32			相談窓口の周知	市民からの相談があった際に、担当課や相談窓口を適切に案内した。	B	継続実施	関係各課
33		b ひとり親家庭への支援	母子家庭・父子家庭への支援	生活支援や子育て支援に関する情報等、ひとり親家庭に対する各種制度について、窓口でのパンフレット配布や広報誌、市ウェブサイトへの記事掲載などによる周知を図った。	A	継続実施	こども支援課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
ウ すべての世代への男女共同参画意識の浸透							
	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
34	（ア） 男女共同参画の意識づくり	a 固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	・市役所内の情報をできるだけ幅広く市民情報コーナーにて提供しよう努めた。【総務課A】 ・固定的な性別役割分担意識を伝達されるような表現やイラスト使用がなされていないか、毎月発行している広報はなんや本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、意見交換や確認を行う。広報はなんやを発行する前に必ず課内でチェックを行う体制を整えている。具体的には女性軽視の様な文章表現になっていないか、イラストについてはスカートやパンプスなど性別特有の表現になっていないかなど、気づいた職員がいれば広報担当者と意見交換を行っている。また課員は広報やプロモーションの研修を毎年受講することで、男女共同参画の視点を意識し、参考情報があれば課内で共有するよう努めている。【シティプロモーション推進課A】） ・学校園に、大阪府教育委員会及び大阪府教育センターが発行している資料や男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の情報周知をした。【学校教育課B】 ・6月の「男女共同参画週間」や11月の「女性に対する暴力をなくす週間」に、広報誌に特集記事を掲載した。女性弁護士による女性のための法律相談 11月13日開催 女と男のハートフル講座10/3「みんなで考えよう！相続」37人参加10/19「安心して一人暮らしを続けるためには」36名参加 2023ヒューマンライツセミナー7/24「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」113人参加 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 8/29「メディア・リテラシーと人権」88人参加 人権を考える市民の集い講演会語り部 「おたまたさんのおかいさん」映画上映「破戒」453人参加 「人権の集い」アンケートは306人/453人の回答があり、「初めて参加した」40.5%（124人）「参加2回目」22.2%（66人）で、啓発事業の浸透に有効であると認識した。【人権推進課】	A	継続実施	人権推進課 学校教育課 シティプロモーション推進課 総務課
35			すべての世代への男女共同参画意識の浸透	図書館起点の男性介護者による認知症カフェは、メディアに取り上げられて、市民への認知度が高まっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため営業できなかった期間が長く、活動が停滞気味だったが、来客数も回復しつつある。	B	継続実施	生涯学習推進室
36			市の刊行物等での表現への配慮	市で制作する発行物等について、男女共同参画の視点に立った適切な表現方法に努めた。	B	継続実施	関係各課
37		b 男女共同参画意識の向上	男女共同参画に関する研修の充実	女と男のハートフル講座10/3「みんなで考えよう！相続」37人参加10/19「安心して一人暮らしを続けるためには」36名参加 開催	A	継続実施	人権推進課
38			意思決定の場への女性の参画の拡大	育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで、管理職への女性職員登用の推進を図った。	B	継続実施	秘書人事課
39			ジェンダー平等教育を充実させるための、総合的な教育環境づくりの推進	・子どもたちが自分の思いを出し表現を尊重できるように、選択し活動する保育内容・生活環境に努めている。【こども政策課B】 ・日常の保育活動を写真掲示や作品展示等で保護者に紹介し、内容によりジェンダー平等を意識し認め合うという視点で伝えている。少しずつではあるが、保護者からジェンダー平等への関心・共感の声もある。【こども政策課B】 ・子どもたちが自分の思いを出し表現を尊重できるように、選択し活動する保育内容・生活環境に努めた。【各保育所A】 ・日常の保育活動を写真掲示や作品展示等で保護者に紹介し、内容によりジェンダー平等を意識し認め合うという視点で伝えた。少しずつではあるが、保護者からジェンダー平等への関心・共感の声もある。【各保育所A】 ・子どもがそれぞれの思いを出し表現を尊重できるように保育内容や生活環境に努める。 ・絵本や日常の保育活動を写真掲示や作品展示等で保護者に紹介し、ジェンダー平等を意識し認め合えるようにする。【幼稚園 A】	B	継続実施	こども政策課 各幼稚園 各保育所
40			すべての世代への男女共同参画意識の浸透	男性が介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動として、男性が技術を認知症介護について学習する機会を提供する。	A	継続実施	介護保険課
41			雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	障がい関係の事業所は女性が多く活躍しているが、非常勤等不安定な雇用形態が多い。また施設長や管理職などの意思決定職員は男性の割合が高い。	B	継続実施	市民福祉課
42			男女が社会の対等な構成員であることを阻害する意識を解消するため、意識づくりや学習の場を提供	妊婦とその夫・家族を対象に、妊婦疑似体験・胎児の发育について学習する両親教室を日曜午前に開催。また、広報や母子手帳発行時に周知を行うなど参加者の増加を図った。	S	継続実施	健康増進課
43			人権意識と男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	セクハラ・パワハラなどに関する相談窓口を市内の全学校に設置し、担当者を基本的に男女2人体制にし、保護者や児童・生徒に対し、相談窓口の周知啓発に努めた。	A	継続実施	学校教育課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
44	(イ) こどもの頃から男女平等・男女共同参画の意識づくり	a 保育所、幼稚園、小中学校での男女平等教育・保育の推進	保育士、職員の男女平等教育・保育推進意識の向上	・市民啓発講座、阪南市男女共同参画推進委員会・阪南人権研究会男女共生部会などに参加することで、意識の向上を図る。職員間で教材などを研究する中で意見を共有し意識向上に努める。【幼稚園A】 ・ヒューマンライツセミナー、女と男のハートフル講座、人権を考える市民の集い等の啓発講座や男女共同参画推進委員会の開催により、男女共同参画意識の向上を図る。【人権推進課】	A	継続実施	人権推進課 各保育所 各幼稚園
45			男女平等教育の充実	・尾崎小、下荘小、上荘小、舞小で妊婦体験や赤ちゃんの抱っこ体験を実施した。【健康増進課A】 ・各保育所、幼稚園にジェンダー平等教育に関する情報を提供した。【こども政策課 B】 ・各学校に年間指導計画に基づき男女平等教育を実施した取組状況の提出を求め、研修会にて取組の共有化を図った。多様な性についてや、女性の就職率等についても触れて学習している。【学校教育課B】	B	継続実施	学校教育課 こども政策課 健康増進課
46		b 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進	保育士、職員の男女平等教育・保育推進意識の向上	市民啓発講座、阪南市男女共同参画推進委員会・阪南人権研究会男女共生部会などに参加、共有することで、男女共生・共同参画意識向上を図った。	A	継続実施	各保育所
47			互いに尊重し合う態度の基礎を養う	職員が研修や資料などで学んだ知識や教材等を用いて学年に応じた保育を行う。保護者にも園だよりや参観時に知らせ共有した。	A	継続実施	各幼稚園
48			性別にとらわれないキャリア教育の実施	子どもたちが性別にとらわれず、自らのキャリア形成や自身の学習状況を見通したり、振り返ったりして自己評価を行うとともに、子どもたちに主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐためのキャリアパスポートを中学校区で確認し、活用した。	B	継続実施	学校教育課
49		c 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進	男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進	・家庭教育・地域での男女共同参画推進のため、広報誌やHP等で、男女共同参画の情報や啓発講座等の学習機会の情報を提供した。 ・6月の「男女共同参画週間」や11月の「女性に対する暴力をなくす週間」に、広報誌に特集記事を掲載した。女性弁護士による女性のための法律相談 11月13日開催 女と男のハートフル講座10/3「みんなで考えよう！相続」37人参加10/19「安心して一人暮らしを続けるためには」36名参加	A	継続実施	人権推進課
50			地域で子どもがのびのびと育つために放課後こども教室や放課後こどもの居場所事業を行う。	年間を通して各地区において放課後子ども教室及び放課後子どもの居場所事業を行った。	B	継続実施	生涯学習推進室
51			保育士、職員のジェンダー平等教育・保育推進意識の向上	・園所内の毎月実施の定期的な職員会議において、保育の振り返りを行う中で、各年齢で事例を出し合い、ジェンダー平等の視点でみた保育・子どもたちへの関りについて話し合った。【保育所・こども政策課A】 ・定期的に会議において、各年齢の事例をもとに職員間で振り返りを行い、実践を積みあげていく。【幼稚園A】	A	継続実施	こども政策課 各幼稚園 各保育所
52			家庭における男女平等・男女共同参画促進のための啓発	・家庭教育において男女平等・男女共同参画について関心をもち、正しい認識を深めることができるように情報提供を行う。【幼稚園A】 ・家庭教育における男女平等・男女共同参画についての情報や学習機会の提供のために、随時、学校園に情報提供を行った。【学校教育課B】	B	継続実施	学校教育課 各幼稚園
53	(ウ) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	a 多様な選択を可能にする学習機会の提供	生涯学習推進計画に基づき、各公民館クラブにおける活動への支援など多様な選択を可能とする生涯学習の場を確保する。	年間を通して各公民館の運営を始め、文化センター・図書館、社会体育施設の安定的な運営を図り、市民の学習活動を支援した。	B	継続実施	生涯学習推進室
54			市民の知的好奇心に働きかけけるようなコーナー展示や講座の開催	図書館では、指定管理者により、館内の様々な場所に資料の展示コーナーが設置され、市民の知的好奇心に働きかけたり、講座についても様々な内容で実施した。	B	継続実施	生涯学習推進室
55			障がい者理解の推進	まつのき園等で開催する講座により、障がい者理解を推進した。 9月15日「大人の発達障がいについて」参加者36人 2月23日「手話交流会」参加者13人 3月1日「発達障がいの概要から家族支援と薬の管理まで」参加者34人	A	継続実施	市民福祉課
56			高齢者の生活に関して、多様な選択を可能にする学習機会の提供	職員出前講座として「介護保険制度について」「地域包括ケアシステム」等のメニューを設けた。	B	継続実施	介護保険課
57			健康教育の実施	・令和5年度実績健康教育実施13回【健康増進課B】 ・令和5年度実績 健康教育実施82回（延べ1,639人）※地域支援事業の運動教室（元気しゃっきり教室・運動楽C教室）を除く【健康事業準備室 A】	B	継続実施	健康増進課 健康事業準備室
58			女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	大阪府内で開催する起業のためのセミナーや、エンパワーができるような講座の情報を提供した。	A	継続実施	人権推進課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
59	（エ） 男性に向けた男女共同参画推進の支援	a 家庭・地域への男性の参加・参画の促進	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動	・事業所人権問題連絡会に加入する事業者に対し、男性が家事・育児・介護に参画することについて啓発に努めた。【生活環境課B】 ・6月の「男女共同参画週間」において、男性の家事・育児・介護への参加を促進する記事を掲載。大阪府の男性のための電話相談窓口についても情報提供をした。【人権推進課B】	B	継続実施	人権推進課 生活環境課
60			男女が社会の対等な構成員であることを阻害する意識を解消するため、意識づくりや学習の場を提供	・妊婦とその夫・家族を対象に、妊婦疑似体験・胎児の発育について学習する両親教室を日曜午前に開催。また、広報や母子手帳発行時に周知を行うなど参加者の増加を図った。【健康増進課A】 ・就学前の子どもを持つ父親を対象にした事業を実施するなど、男性の子育て参加の推進に努めた。【こども支援課A】 ・「男の料理クラブ」が月2回活動し、延べ277人が参加した。「男の料理体験講座」には延べ19人が参加した。「持続可能な居場所のつくりかた講座」には、男性11人の参加があり、地域活動への関心を高め生きがいにつながる学習機会を提供した。【中央公民館B】 ・男女を必要以上に区別したグループ分け等は行わず、一人ひとりの違いを大切に考えられるような教育をするとともに、保健等では身体上の性差について学び、互いを尊重しあえる意識を育む活動に取り組んだ。【学校教育課A】 ・ハートフル講座において災害時における避難所の設置で男性目線が中心となることへの警鐘を行う内容とするとともに、各種チラシやリーフレットの配布を行った【人権推進課A】	A	継続実施	人権推進課 学校教育課 こども支援課 健康増進課 中央公民館

(2) 子どもに関する課題

ア こどもの人権の尊重

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
61	（ア） 教育・啓発の推進	a 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の普及啓発	子育て講座	主に未就学児を持つ家庭を対象とした子育て講座を年12回開催し、子育てのヒントや知識につながる内容や保護者がリフレッシュできる内容の講座などを取り入れた。 令和5年度参加者延べ316名	A	継続実施	こども支援課
62		b 子どもの人権に関する啓発講座の開催	特別な支援が必要なこどもの施策の充実	未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所での保育又はたんぽぽ園での療育などを提供した。	A	継続実施	市民福祉課
63			点字絵本づくりを通して、視覚障がい者への理解促進	夏休みに子どもを対象とした「点字絵本作成講座」を1回実施した。	B	継続実施	中央公民館
64			ヒューマンライツセミナー等、こどもの人権に関する市民啓発講座（市職員研修を含む）の開催	・ヒューマンライツセミナー「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」を題材に虐待・いじめ・非行・ひきこもりについて講演会を開催した。 ・「みんなの人権教室」を子ども向けに開催し、第1部に中学生人権作文コンテスト入賞作品DVD(2 作品)の上映、第2 部に「ぐらぐら森のおばけ」の上映&人形劇場「クアババ」による人形劇(2 作品)を実施しました。 ・「人権のつどいでは、拉致被害者啓発アニメ「めぐみ」を放映、また読み語り「おたまさんのおかいさん」を行った。「人権の集い」アンケートは306人/452人の回答があり、「初めて参加した」40.5%（124人）「参加2回目」22.2%（66人）で、啓発事業の浸透に有効であると認識した。【人権推進課】	A	継続実施	人権推進課
65		c 子どもの人権に関する保護者対象の教育講演会の開催	学校園の教職員へのこどもの人権についての研修や情報提供の実施	各校園の教育講演会等において、保護者がこどもの人権について学習する機会となるよう、こどもの人権に関する教職員研修や情報提供を行った。	B	継続実施	学校教育課
66			「命の大切さ」について親子学習会の実施	命の授業や視覚教材等で、親子で関心をもち考える機会をもった。	B	継続実施	各幼稚園
67			保護者のこどもの人権に関する意識向上を図る為の情報提供	こどもの人権に関する市民啓発講座、講演会の情報をポスター、各園所に配付し、広報紙等で提供した。	A	継続実施	こども政策課 各保育所 各幼稚園
68		d 教職員における人権研修の充実	校園所の教職員対象にこどもの人権に関する人権教育研修を実施	第1回第4回人権教育研修及び、第2回管理職人権教育研修において、こどもの人権をテーマに各校園所の管理職及び人権教育担当が学習した。	A	継続実施	学校教育課
69		e 広報活動の充実	こどもの人権に関する理解を高めるための情報提供や広報活動の実施	・校長会・教頭会・園長会において、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例制定の進捗を随時伝えている。また、こどもの人権に関する理解を高めるために、学校に随時、最新の情報提供を行った。【学校教育課】 ・ヒューマンライツセミナー「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」を題材に虐待・いじめ・非行・ひきこもりについて講演会を開催した。【人権推進課】	A	継続実施	学校教育課 人権推進課

施策の方向性		施策の展開		具体的な取り組み		2023（令和5）年度実施実績		担当課評価		取組方針		担当課	
イ　子どもの頃からの人権教育・保育の推進													
施策の方向性		施策の展開		具体的な取り組み		2023（令和5）年度実施実績		担当課評価		取組方針		担当課	
ける（ア） 人権教育・保育所、幼稚園、小中学校における		a　全教育・保育活動における人権意識の涵養のための人権教育・保育		人権教室の実施		阪南市人権擁護委員等による人権教室を行う。また、人権の花運動も行い保護者にも運動の内容や取組を発信する。		A		継続実施		各幼稚園	
				人権を尊重する保育の提供。保育士の意識向上のための研修参加		・年間教育保育研修計画に基づき、定期的に人権教育保育研修や職場研修を実施し、保育士や教職員の人権意識の向上に努めた。【保育所・こども政策課A】 ・研修計画にそって定期的に人権教育保育研修や職場研修を実施し、研修内容を生かす保育実践を行うことで、職員の人権意識の向上に努めた【幼稚園A】		A		継続実施		こども政策課 各保育所 各幼稚園	
				学校園の人権教育年間指導計画に基づいた人権教育の実施		学校園の人権教育年間指導計画に基づいた人権教育を実施するとともに、全教育活動において、人権教育を基盤とした教育を行った。個別人権課題ごとの当事者等ゲストティーチャーを招き、学習した学校もある。		A		継続実施		学校教育課	
ウ　子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制													
施策の方向性		施策の展開		具体的な取り組み		2023（令和5）年度実施実績		担当課評価		取組方針		担当課	
（ア） いじめ・児童虐待等の人権侵害の防止		a　いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営		年2回協議会を開催し、市内のいじめ対応について協議		7月20日、12月21日、3月25日に実施		A		継続実施		学校教育課	
		b　いじめ防止対策委員会の設置・運営		年2回の定例開催又は、調査が必要な重大事態への対応		9月11日、3月11日に実施		A		継続実施		学校教育課	
		c　保育所、幼稚園、小中学校におけるいじめの予防、早期発見、早期解決の取組の推進		子どもの「人権」意識の芽を育て高めること、及び、けんかやトラブルなどの早期問題解決と仲間づくりの推進		・日々の保育の中でけんかやトラブルが生じた時や、こどもたちのさり気ない言動に留意し、互いの思いを尊重し解決につながるような教育・保育の実施に努めた。【保育所・こども政策課A】 ・保育の中で子ども同士の思いのズレやトラブルが生じた時こそ、子どもたちの互いの思いを聞き合いながら、互いの存在を尊重できるような話あいができるように支援する。【幼稚園】		A		継続実施		こども政策課 各保育所 各幼稚園	
				校園長会にていじめの定義を確認し、月例の報告書で校園内のいじめの認知について市教委で取りまとめ及び確認		小学校で305件、中学校で47件のいじめを認知し、各学校で対応した。		A		継続実施		学校教育課	
		d　阪南市要保護児童対策地域協議会（阪南市児童虐待防止ネットワーク）の運営		児童虐待の予防、早期発見、早期対応及び継続的支援を関係機関等の連携により実施		保護者等からの相談に応じ、またこどもに関わる機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、適切な支援を行った。		A		継続実施		こども支援課	
e　養育支援訪問の実施				障がいのある子どもや発育・成長に支援の必要な子ども及び保護者に対して、より専門的で総合的な支援		・保育所・幼稚園では支援の必要な子どもの様子に応じて、こども支援員を配置し、定期的に特別教育支援士・支援教育コーディネーターの巡回相談を実施した。【保育所・こども政策課A】 ・支援の必要な子どもの状況に応じこども支援員を配置し寄り添った保育を行う。年に4回に特別教育支援士・支援教育コーディネーターの巡回相談を実施する。【幼稚園A】		A		継続実施		こども政策課 各保育所 各幼稚園	
制（イ） の充実 相談体		a　相談窓口の充実		家庭児童相談窓口や子育て相談窓口、教育相談窓口を広報やホームページで周知		・令和4年6月よりこども支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭、また妊産婦に対する継続的な支援に向けて周知を図った。【こども支援課A】 ・電話相談と面談相談を含め、合計170件の相談に対応した。【学校教育課】		A		継続実施		こども支援課 学校教育課	
（ウ） 支援体制の充実		a　教育支援センター（シンパティア）の充実		不登校児童生徒に対し、学校外での活動の場を提供		小学生と中学生の登録があり、145日開室した。		A		継続実施		学校教育課	
		b　障がい児施策の充実		障がいのある子どもや発育・成長に支援の必要な子ども及び保護者に対して、より専門的で総合的な支援促進		・未就学の支援が必要な子どもの様子に応じて、保育所、幼稚園では子ども支援員を配置し、定期的に特別支援教育コーディネーターの巡回相談を実施し、それぞれのニーズに応じた支援を行った。【保育所・こども政策課A】 ・支援が必要な子どもの様子に応じて子ども支援員の配置をする。支援教育コーディネーターの巡回相談を実施し、子どもの育ちに合った支援を行うことで、一人一人の育ちを見守る。【幼稚園A】		A		継続実施		各保育所 各幼稚園	
				支援を必要とする子どもに対して就学前からの支援体制を整えるために、教育支援相談員及び阪南市域支援教育コーディネーターによる公立の幼稚園、保育所の巡回		教育支援相談員及び阪南市域支援教育コーディネーター教員が、各公立幼稚園、保育所へ年4回以上の巡回を行い、支援体制及び個別の支援方法への助言を行った。		A		継続実施		学校教育課	
				市内小中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給し、経済的負担の軽減		小学校107名、中学校40名、計147名の児童・生徒の保護者に支給した。		S		継続実施		教育総務課	
				阪南市が委託している障がい者相談員（視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神）の相談業務の質の向上や周知・充実		各相談員は、当事者や当事者の親を相談員として委託している。ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されている。相談件数16件（昨年度実績166件）		A		継続実施		市民福祉課	

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
85			福祉避難所を指定し、要援護者等の受け入れ体制の整備を図るため、福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉施設等への理解・協力促進	要援護者等の受け入れ体制の充実化を図るため、新たな施設との協定締結に向け、福祉施設への積極的なアプローチを実施したが、新たな協定締結には至らなかった。	B	継続実施	危機管理課
86		c 社会的擁護体制の推進	支援の必要な児童を対象に、適切な支援サービスを実施	障がい児などの発達を支援するため、保護者等からの相談に応じ、適切な療育等が受けられるよう受給者証を発行し、障がい児通所支援給付費等を支給する。	A	継続実施	市民福祉課

エ 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
87	（ア） 子育てを地域全体で支える共生のまちづくり	a 母子の健康の確保	出生児のうち第1子については保健師または助産師、第2子以降についてはこんにちは赤ちゃん事業訪問員が家庭訪問し、育児相談や地域における子育て情報の提供	令和5年度からは全数保健師訪問とし、該当家庭への訪問を実施した。また、里帰りしている人に対しては里帰り先での訪問や面接・電話・予防接種歴の確認等を実施した。第1子の母に対しては、早めに電話連絡を入れることで母のニーズに早く応えられるよう努めた。	A	継続実施	健康増進課
88		b 子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供	妊娠届出時の保健師等による面接や妊娠中の電話相談・訪問を通して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで母子の心身の健康増進を図った。	A	継続実施	健康増進課
89		c 仕事と子育ての両立支援	時間外保育の実施	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施した。	A	課題あり	こども政策課 各保育所
90			家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護の実施	家庭の状況、必要性に応じ、幼稚園、認定こども園において、「預かり保育」として必要な保護を実施した。	A	継続実施	こども政策課
91				私立幼稚園が実施する幼稚園型一時預かり事業を支援するため、国制度により適切に補助金を交付した。	A	継続実施	こども政策課
92			放課後保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、 留守家庭児童会を開設	全小学校の敷地内において、留守家庭児童会を16支援単位設置し、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図った。	B	継続実施	生涯学習推進室
93		d 子育てに関する講座の開催	子育て講座の実施	・主に未就学児を持つ家庭を対象とした子育て講座を年12回開催し、子育てのヒントや知識につながる内容や保護者がリフレッシュできる内容の講座などを取り入れた。【こども支援課A】 ・「子育てと自分育てを楽しむ講座」を3回実施し、延べ92人の参加があった。【央公民館B】	A	継続実施	こども支援課 中央公民館
94		e 家庭訪問事業の充実	妊娠期から乳幼児期において、保健師・助産師が家庭訪問する相談を実施	保健師・助産師が妊産婦、乳幼児等に訪問し、育児相談や保健指導を行った。電話相談や妊娠8カ月児にアンケートも郵送している。	A	継続実施	健康増進課
95		f 地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援体制の充実	ファミリー・サポート・センター事業	育児のサポートを受けたい人（利用会員）とサポートを行いたい人（協会員）に会員登録してもらい、ペアリングすることで子育てを支援する。なお、令和5年度の依頼に対して成立した割合は74%となった。	A	継続実施	こども支援課
96		g 子育てに関する相談窓口の充実	阪南市が委託している障がい者相談員（視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神）の相談業務の質の向上や周知・充実	各相談員は、当事者や当事者の親を相談員として委託している。ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されている。相談件数16件（昨年度実績166件）	A	継続実施	市民福祉課
97			家庭児童福祉に関する相談業務を行い、家庭児童福祉の向上	令和4年6月よりこども支援課内にこども家庭総合支援拠点を設置し、18歳未満の児童及びその家庭、また妊産婦に対して、継続的な支援を実施した。	A	継続実施	こども支援課
98			すくすく検診・のびのび相談の充実	各種療育機関や専門医療機関などへの紹介、保護者支援を継続して行うことで、子どもの健全な育成を図った。	A	継続実施	健康増進課
99			障がい（又はその疑い）のある子どもの生活、学習、就学、進路などについての教育相談の実施	各学校園では、担任や支援教育コーディネーターに日頃から相談できる体制を整えている。また、支援教育相談員にも早期から相談できる体制もとっている。阪南市域支援教育コーディネーターの教員、教育支援委員会と連携し、情報提供を行った。	A	継続実施	学校教育課
100		h 交流の場の設定	子どもたちが障がいのある人と出会い、交流することを通じて、障がいについて理解を深める教育活動の推進	・こどもたちが障がいやさまざまな特性を持った人があることを理解できるよう、保育の中の様々な機会、場面に応じて知らせたり、話をすることを意識した。【こども政策課B】 ・感染症等拡大防止のため、交流の機会は持てなかったが、子どもたちが障がいや様々な特性を持った人があることを理解できるよう、保育の中の様々な機会、場面に応じて知らせたり、話をすることを意識した。【各保育所A】 ・こどもたちが障がいやさまざまな特性を持った人があることを理解できるよう機会ごとに知らせたり、話をすることで、障がいについて理解を深める保育している。【幼稚園B】 ・全小中学校で障がい理解教育を実施した。当事者との交流を通して障がいについて考え、理解を深められるよう取り組んだ。【学校教育課B】	B	継続実施	こども政策課 各保育所 各幼稚園 学校教育課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
101		i 貧困の連鎖防止に向けた施策の充実	生活困窮及び生活保護の相談及び支援	生活困窮相談件数235件、うち新規プラン作成件数46件。令和5年度はコロナ禍や特例貸付の償還が終了し、相談件数としては増加傾向にある。また相談の特色として引きこもりや介護など家族での問題が目立った。昨年度に引き続き、多種多様な課題を早期に解決するため、弁護士相談の継続実施に加え、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善新事業を実施し、三事業一体型で支援を実施した。	A	継続実施	生活支援課
102			地域就労支援事業の実施	就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。（令和5年度地域就労支援相談および就労・生活相談の相談件数：182件）また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施した。	A	継続実施	生活環境課
103		j ひとり親家庭等への支援の充実	子ども子育て支援事業計画の「ひとり親家庭等の自立促進」の実施	高等職業訓練促進給付金事業等の就業支援の促進、児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成事業等の経済的支援の充実、相談情報提供体制の充実を図った。	A	継続実施	こども支援課
104		k 子どもの安全の確保対策の充実	阪南市要保護児童対策地域協議会（阪南市児童虐待防止ネットワーク）	保護者等からの相談に応じ、また子どもに関わる機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見、適切な支援を行った。	A	継続実施	こども支援課
105			交通安全施設の整備	歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保に努めた。カーブミラー新設7面（前年度14面）、カーブミラー補修20面（前年度26面）、ガードレール 0m（前年度0m）、防護柵 15m（前年度40m）、区画線 2,903m（前年度4,445m）	A	継続実施	道路公園課
106			市内公立幼稚園・小学校に地域ボランティアである受付員を配置し、子どもたちの安全確保と不審者の侵入防止	公立幼稚園に13名、小学校に54名の受付員を配置し、「学校園の安全は地域で守る」という意識の高揚に資することができた。	A	継続実施	教育総務課 こども政策課
107			児童虐待防止ネットワークの開催	要保護児童対策地域協議会管理の件数増加のため、年6回モニタリング会議を実施し、関係諸機関と連携した。学期始め、長期休業前には、校長会において見守り、早期発見のための周知を行った。	A	継続実施	学校教育課

（3） 高齢者に関する課題

ア 高齢者の人権の尊重

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
108	（ア） 高齢者の尊厳の保持	a すべての高齢者の人権の尊重・権利擁護の推進	高齢者の権利擁護についての普及啓発、相談事業の実施	・人権を考える市民の集い 12/2 参加者452人 映画「破戒」を上映 ・女と男のハートフル講座10/3「みんなで考えよう！相続」37人参加10/19「安心して一人暮らしを続けるためには」36名参加 ・ヒューマンライツセミナーにおいて、メディアリテラシーと人権を題材にし、高齢者も含めすべての人が「私らしくメディア社会を生きる」ための講演した。人権相談事業として、相談窓口を開庁時に開設	A	継続実施	人権推進課
109		b 高齢者を守る身近な相談窓口の設置等支援体制の充実	相談窓口の周知、充実	地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。 令和5年度相談件数 9,739 件	B	継続実施	介護保険課
110		c 権利擁護に関する取組の充実	市民後見人の養成と活動支援	成年後見制度の利用ニーズの増加に対応するため、地域の権利擁護の担い手となる市民後見人を養成した。	B	継続実施	介護保険課
111		d 身体拘束ゼロに向けた取組の推進	相談窓口の周知、充実	介護保険課及び地域包括支援センターにおいて高齢者虐待、権利擁護の相談援助を行った。	B	継続実施	介護保険課
112		e 孤立死の防止に向けた取組の推進	孤立死防止に向けた見守り活動及び啓発の強化	10月2日「阪南市共生の地域づくり庁内連携推進会議」で孤独死対策を取り上げた。【市民福祉課B】 介護サービス・障がい福祉サービス利用者は関係事業所との連携・見守体制を整備し、社会福祉協議会・校区地区福祉委員会、民生児童委員協議会、地域包括支援センターと協働し、孤立死防止に向けた啓発の強化に努めた。【介護保険課B】	B	継続実施	介護保険課 市民福祉課

イ 我が事・丸ごとの地域共生社会の実現

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
113	（ア） 高齢者にやさしい安全なまちづくりの推進	a まちのバリアフリー化の推進	歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保	カーブミラー新設7面（前年度14面） カーブミラー補修20面（前年度26面） ガードレール 0m（前年度0m） 防護柵 15m（前年度40m） 区画線 2,903m（前年度4,445m） 尾崎石田線（尾崎駅前）道路改良・歩道整備 L＝260m	A	継続実施	道路公園課
114		b 公園の整備と利用促進	「阪南市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの方針である「身近な公園などにコミュニティがあふれるまちづくり」に推進	「阪南市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの方針である「利用しやすい公園環境づくり」、「地域で育む公園・緑地づくり」に基づき、開発事業者の行政指導や関係部署との連携に取り組む。今年度実績なし。	B	継続実施	都市整備課
115			障がい者を含めたすべての人が自らの意志で自由に利用することのできる公園施設の整備・改善	市民が安全に利用できるよう努めた。 公園工事修繕件数 18件（前年度15件） 管理委託 28件（前年度9件） 安全点検 1回（前年度1回）	A	継続実施	道路公園課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
116	充実	c コミュニティバス運行事業の推進	鉄道・路線バス・タクシー以外の公共交通として、主に日常生活や近隣への移動サービスの提供をしています。地域ごとに人口減少や高齢化の進展の度合い、移動ニーズは異なることから、今後、地域の実情に応じた公共交通体系を構築するとともに、公共交通と福祉施策による輸送サービスの分担を行い、公共交通における持続性の確保	新型コロナウイルスの影響により上半期は利用者数は減少したが、下半期は利用者は増加した。令和3年度よりノンステップバスを導入している。 令和5年度の利用者数は156,732人（令和4年度は135,427人）	A	継続実施	都市整備課
117		d 高齢者のニーズに対応した住宅の整備	市内の住宅情報や提供整備に関する方針、高齢者の「すまい方」等のを検討	・必要に応じ窓口で高齢者住宅・施設の手引きを配布し、情報を提供している。市ウェブサイトにも掲載した。【介護保険課A】 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録簿や住宅リストに関する情報等を窓口で設置することで、市民に対して情報提供した。【都市整備課A】	A	継続実施	介護保険課 都市整備課
118		e 地域防災の推進と地域福祉	ひとり暮らしの身体障がい者に対し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるように努める。	令和6年3月末緊急通報装置設置件数は1件	A	継続実施	市民福祉課
119			地域の連携や活動等を通じて出前講座等の防災教育を行い、災害時要援護者を災害から守れるよう取り組む。	R5年度としては、防災出前講座とともに地域防災組織育成成助成事業の実施により自主防災組織のさらなる充実を図った。また、7月6日13日の両日に尾崎小学校において防災教育を行った。そうした活動等を通じて自助・共助の重要性を認識し、地域にて問題解決の意識を高める取組が行われた。	A	継続実施	危機管理課
120		f 地域と連携した防犯・防災の体制の充実	福祉避難所を指定し、要援護者等の受け入れ体制の整備を図るため、福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉施設等への理解・協力を働きかける。	要援護者等の受け入れ体制の充実化を図るため、新たな施設との協定締結に向け、福祉施設への積極的なアプローチ実施したが、新たな協定締結には至らなかった。	B	継続実施	危機管理課
121			災害の被害を軽減するためには、初期消火や避難誘導などの自主的な防災活動が重要となることから、自主防災組織の設立・育成に努めるとともに、地域での防災訓練等において、防災意識の高揚や啓発に取り組む。	R5年度としては、防災避難訓練、防災出前講座とともに地域防災組織育成成助成事業の実施により自主防災組織のさらなる充実を図った。年間を通じて自主防災組織に対しては地域で抱える課題をブラッシュアップし、より充実した育成等を行うことができた。 R6年3月31日付にて自主防災組織率が73.3%となっている。	A	継続実施	危機管理課
122	(イ) 地域福祉活動の充実	a 市民参加による地域福祉の推進	おおむね中学校区単位に地域の福祉相談員（CSW）を配置し、個別の福祉サービスの利用や生活全般の困りごとの相談に応じ、住民の力での解決を支援し、必要に応じて専門職につないでいきます。	東西地域包括支援センターに2名ずつ配置しているCSWは、地域の福祉相談員として電話、来所、出張による相談に応じ、関係機関と連携しながら個別の困りごとの解決を図っている。 災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）の利用支援をはじめとして、様々な地域（福祉）活動の支援を行った。 相談件数 3,300件（前年度3,820件） 内障がい者相談件数 302件（前年度525件）	A	継続実施	市民福祉課
123			地域の多様な主体による福祉活動の推進	自治会DXを推進するなど、地域活動の推進に貢献した。（政策共創室）	B	継続実施	関係各課
124		b 社会福祉協議会の活動の充実	専門機関と連携し、コミュニティワーカーによる地域福祉活動の立ち上げや運営支援を継続して行うとともに、コミュニティワーカーの体制整備のさらなる強化に努めます。より一層、社会福祉協議会活動や地域支援の充実を図るとともに、地域共生社会の視点のもと、多様な分野領域横断的な地域福祉推進に取り組む。	校区地区福祉委員会を中心に、きめこまかな活動が展開され、サロンや個別支援活動が実施されている。 令和5年度 小地域ネットワーク活動 実績 【いきいき健康教室】 17回 255名（※ランティ7 127名） 【ミニデイサービス】 0回 0名（※ランティ7 0名） 【ひとり暮らし高齢者食事会】 41回 1316名（※ランティ7 524名） 【世代間交流】 32回 1169名（※ランティ7 367名） 【子育てサロン】 21回 1028名（※ランティ7 135名） 【まちなかサロン・カフェ】 389回 7933名（※ランティ7 2537名） 【地域美化活動】 45回 345名（※ランティ7 608名） 【個別訪問・電話】 1631回 3689名（※ランティ7 1431名） 【講座・勉強会】 23回 336名（※ランティ7 285名） 【茶話会】 12回 580人（※ランティ7 159名） 【その他】 469回 5221名（※ランティ7 2456名） 事業計画どおり実施されている。自治会単位でのサロン活動の展開に積極的に取り組み、身近な場所での居場所づくりを拡大した。 まちなかサロンカフェにおいて、障がい者の方も参加できるように共生型の活動に取り組んだ。	S	継続実施	市民福祉課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
ウ 高齢者の自立促進と生きがい活動の充実							
	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
125	(ア) 介護予防と健康づくり	a 福祉サービスの充実	いきいきネット相談支援センター、くらしの安心ダイヤル事業の実施	東西地域包括支援センターに2名ずつ配置しているCSWが、地域福祉相談員として、地域に出向き様々な相談を受けた。民生委員児童委員協議会、校区（地区）福祉委員会等関係団体と連携し、くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）による見守りを行った。	A	継続実施	市民福祉課
126			緊急通報装置設置事業	在宅の要支援・要介護認定を受けたひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急通報装置の設置を行い、安心・安全の確保に努めるとともに、広報等で制度の周知をした。装置の設置により救急搬送にもつながった。	A	継続実施	介護保険課
127		b 保健サービスの充実	介護計画第7期「2介護予防と健康づくり、生きがいづくりの推進」2－（2）保健サービスの充実の実施	令和5年度実績 健康教育実施82回（延べ1,639人）	A	継続実施	健康事業準備室
128			特定検診事業の実施	疾病の早期発見・早期治療を目的として、国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査（受診率：令和3年度31.9%、令和4年度33.1%）を、後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査（受診率：令和3年度14.02%、令和4年度14.73%）を実施した。 ※受診率の確定は10月末頃につき前年度実績。 また、集団健診をがん検診とセット受診可とすることで受診率の向上を図った。	A	継続実施	保険年金課
129			介護予防・生活支援サービス事業の実施	現行相当サービスと住民主体による支援サービスを実施。基盤整備を図った。	B	継続実施	介護保険課
130	進まへちづくり健の幸推な	a 「阪南市健康増進計画・食育推進計画（中間評価）及び自殺対策計画」の推進	「阪南市健康増進計画・食育推進計画（中間評価）及び自殺対策計画」の推進	令和5年度にアンケート調査を実施し、集計処理をした。	B	継続実施	健康増進課
131		b はんなん体操の推進	はんなん体操の推進実施	市民が気軽に取り組める健康づくりの一つとして、普及啓発に取り組み推進した。また、地域の通いの場で実施している「いきいき百歳体操」と同時実施している。	A	継続実施	健康事業準備室
132	(ウ) 高齢者の活躍の場づくり	a 高齢者の就労支援	地域就労支援事業の実施	就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。（令和5年度地域就労支援相談および就労・生活相談の相談件数：182件）また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施した。	A	継続実施	生活環境課
133		b シルバー人材センターの活動の推進	高齢者の就労経験を活かした就労の機会を提供する場として、また高齢者が健康で生きがいを持って働ける場としてシルバー人材センターの活動を支援	シルバー人材センターが継続して事業実施できるよう市として運営に関する補助を行った。	A	継続実施	介護保険課
134		c 阪南市老人クラブ連合会及び地域老人クラブ活動の推進	老人クラブの活性化と高齢者の生きがいづくりのため、一人でも多くの高齢者の老人クラブ活動への加入、参加の推奨	高齢に伴い、病気等で退会する人が増加し、新規会員がいるものの横ばい状態である。また若い世代の加入者が増えない現状があり、会員の事務負担も増加している。外部化において、社会福祉協議会と協働で事務局の運営を行った。	A	継続実施	介護保険課
135		d 老人福祉センターの充実	老人福祉センターから介護予防拠点への展開	市全体の介護予防と生活習慣病予防の実施による健康寿命の延伸と地域全体の交流促進を図るため、老人福祉センターを介護予防拠点へと展開した。	B	継続実施	介護保険課
136		e スポーツ活動の推進	子どもから高齢者まで多様な世代がともに参加できるスポーツ・健康づくり事業、スポーツ祭等の推進を図るとともに参加の推奨	子どもから高齢者までの各年齢層を対象にしたフィットネスや種目別のスポーツ教室を開催した。	B	継続実施	生涯学習推進室
137		f 生涯学習の推進	市民の自主的・自発的学習を促進するため、生涯学習推進計画に基づき、学習に関する情報収集・発信の充実に努めるとともに、さまざまな学習機会の提供により、生涯学習の推進を図る。	中央公民館や関係他課と協力し、維持可能な居場所（地域の食堂）のつくりかたについて学ぶ中央公民館事業「あなたの思いをカタチに『維持可能な居場所（地域の食堂）のつくりかた～いっしょにつくってみませんか？』と題した講座（令和5年8月3日）を開催し、市民の学びの場づくりを進めた。また、講座では、市内の市民活動を紹介するパネルディスカッションを実施し、市民啓発と活動の情報発信に努めた。	A	継続実施	生涯学習推進室
138		g ボランティア活動の推進	社会福祉協議会と連携を強化し、ボランティア活動に対する情報提供や支援の充実に努める。	社会福祉協議会と連携を強化し、ボランティア活動に対する情報提供や支援の充実に努めた。個人ボランティアだけでなく、NPO、市民活動団体、企業・職場単位等の加入の促進に努め、さまざまなボランティア活動の発信ができる体制づくりに努めた。	B	継続実施	介護保険課

施策の方向性		施策の展開		具体的な取り組み		2023（令和5）年度実施実績		担当課評価		取組方針		担当課	
エ 利用者本位の介護サービスの充実													
施策の方向性		施策の展開		具体的な取り組み		2023（令和5）年度実施実績		担当課評価		取組方針		担当課	
（ア） 中長期的視点に立った取組	a	在宅医療・介護連携体制の構築		在宅医療・介護連携体制の構築の推進		泉佐野泉南医師会及び地域包括支援センターとの連携で、地域の医療・福祉資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、情報共有、相談事業、研修事業などを行った。		B		継続実施		介護保険課	
	b	認知症施策の推進		認知症施策の推進		見守りネットワークの構築、認知症に関する関係機関との連携、市民の知識・理解の向上のため、「キャラバンメイト養成研修」を実施した。		B		継続実施		介護保険課	
	c	地域ケア会議の強化		「地域支えあい会議」における高齢者の個別課題への取組		「個別地域ケア会議」「圏域別支え合い会議」を実施。H29年度からは、身近な地域福祉活動単位である小学校区でのネットワークを充実させるため「小学校区支えあい会議」を、R元年度からは、地域共生の視点による「エリア会議」実施。		C		継続実施		介護保険課	
業支事（ ）援業イ 事（ ）業実・施 任（ ）包域支 事括支 的援	a	地域包括支援センター（包括的支援事業）の機能強化		地域包括支援センター（包括的支援事業）の機能強化		地域包括支援センターを2か所設置し、土曜日の開所及びオンコールによる24時間体制を実施。		B		継続実施		介護保険課	
	b	任意事業の実施		各任意事業の実施		介護サービス相談員派遣事業や住宅改修支援事業等の施策を実施した。		B		継続実施		介護保険課	
（ウ） 介護保険制度の円滑な運営	a	居宅（介護予防）サービスの充実		高齢者ができるだけ住み慣れた自宅での生活を続けることができるよう、在宅介護を支えるサービスとして、訪問介護や通所介護等の居宅サービスの提供基盤の充実に向け、介護保険事業所や大阪府等との連携		介護保険事業所等とは、医療・介護関係機関の相談・情報共有掲示板「MCS」を活用し、研修会等の情報の提供や情報交換を行った。		A		継続実施		介護保険課	
	b	施設サービスの充実		国や大阪府の指針に基づきながら、介護保険施設の個室・ユニット型の整備の推進を図る		市内の特別養護老人ホームのユニット型への整備が進んでいる。		A		継続実施		介護保険課	
	c	地域密着型サービスの充実		住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの普及・促進・啓発に努める		「阪南市地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映するとともに、府と連携を図り、事業所の指導・監督、介護報酬の設定等の管理を行い、適正なサービスの提供に努めた。		A		継続実施		介護保険課	
	d	介護予防・日常生活支援総合事業の推進		介護予防・日常生活支援総合事業の推進		従前の介護事業所による既存のサービスに加え、多様なサービスが多様な主体により提供され、利用者の選択の幅が広がっている。		B		継続実施		介護保険課	
	e	持続可能な介護保険制度の運営		持続可能な介護保険制度の運営		第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、様々な施策を組み合わせで運営した。第9期計画（計画期間：令和6年度から3年間）を策定した。		B		継続実施		介護保険課	
オ 高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進													
施策の方向性		施策の展開		具体的な取り組み		2023（令和5）年度実施実績		担当課評価		取組方針		担当課	
（ア） 人権啓発の推進	a	さまざまな機会を利用した啓発活動の推進		ヒューマンライツセミナー等、高齢者や超高齢社会への理解を深める市民啓発講座（市職員研修を含む）の開催		女と男のハートフル講座10/3「みんなで考えよう！相続」37人参加10/19「安心して一人暮らしを続けるためには」36名参加を開催した。		A				人権推進課	

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
150	(イ) 世代間交流の促進		高齢者及びその家族一人ひとりの人権を尊重し、高齢者虐待や介護離職ゼロに向けた啓発実施	高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心・安全の生活を営むことができるよう、施策やサービス基盤の整備を推進した。	B	継続実施	介護保険課
151		b 認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、健口（けんこう）づくり隊養成講座	認知症になっても地域で暮らし続けることができる地域づくりに努め、「チームオレンジ」「さつきネット」「チームさつき」等を構築。認知症サポーター養成講座の講師を養成するキャラバン・メイト養成研修を開催した。また、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催した。	B	継続実施	介護保険課
152		a 保育所、幼稚園、小中学校や子ども会等の各種団体との相互交流の促進	地域の様々な行事に参加し、地域の方や各種団体との交流を実施	地域行事への参加、高齢者施設団体、婦人会、幼稚園児との交流、地域福祉団体、絵本等読み聞かせ団体との交流を実施した。【こども政策課B 保育所A 幼稚園 A】	B	継続実施	こども政策課 各保育所 各幼稚園
153			祖父母お招き会や福祉交流会の実施	福祉交流会を全園児対象で行った。	B	継続実施	各幼稚園
154			学校園に世代間交流の取組事例等の情報提供を行う。	11月3日に、街角ふれあい協議会（貝中校区）、さわやか鳥東ネット（鳥東中校区）でフェスタによる世代間交流を行われた。各地域教育協議会の代表と現状や課題、今後について情報交換を行った。	B	継続実施	学校教育課
155		b 子どもボランティア活動の推進	子ども福祉委員の活動支援	地域の高齢者の困りごとの解決のため、子ども福祉委員の活動を支援した。	A	継続実施	市民福祉課
156			社会福祉協議会が実施している子ども福祉委員のボランティア活動について情報提供等	市内小中学生が子ども福祉委員として各地域で積極的に清掃活動などのボランティア活動を実施した。	B	継続実施	学校教育課

(4) 障がいのある方に関する課題

ア 人権侵害の防止と権利擁護の充実

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
157	け(ア)取組 身体拘束や虐待の防止に向	a すべての障がい児・者の人権の尊重の推進	障がい児・者の権利擁護についての普及啓発	ヒューマンライツセミナーにおいて「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」～虐待・いじめ・非行・引きこもりの背景にあるもの～を題材に開催した。また職員向けに「障がいのある方に関するの課題」についてビデオ学習を実施した。	A	継続実施	人権推進課
158		b 「障害者虐待防止法」等による事業者、支援者への働きかけ	虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援	令和5年度実績 通報13件の全件虐待認定し対応した。（令和4年度通報16件、内3件は虐待認定）	A	継続実施	市民福祉課
159		c 障がい児・者を守る身近な相談窓口等支援体制の充実	阪南市が委託している障がい者相談員（視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神）の相談業務の質の向上や周知・充実	ピアカウンセリングは、相談者の不安の解消や情緒安定、障がいや病状の理解に関することなど、当事者としての対応助言が評価されている。相談件数16件（昨年度実績166件）	A	継続実施	市民福祉課
160	進(イ) 権利擁護の推	a 成年後見制度の推進	成年後見制度を利用している障がい者で、後見人報酬費用を経済的に支払うことができない場合、報酬費用の補助	判断能力が十分でない方の権利擁護を目的として事業を実施し、必要な方に支援をするよう予算措置をとった。	B	継続実施	市民福祉課
161		b 市民後見人養成事業の推進	大阪府内の市町と共同で、大阪府社会福祉協議会に市民後見人養成研修を委託し、市民後見人の養成及び活用の推進	市民後見人の養成及び活用を図った。大阪市・堺市を除く、府内21市町が共同で大阪府社会福祉協議会に委託し「市民後見人養成講座」を開催。年々参画市町は増加している。	B	継続実施	介護保険課 市民福祉課

イ 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
162	(ア) 暮らしを支える生活支援	a 日常生活を支える支援の充実	家庭ごみを集積場まで排出することが困難なひとり暮らし高齢者や障がい者等に対し、「声掛け」を行いながらごみを戸別収集し、在宅での生活が維持支援	令和6年3月31日現在で180軒の家庭に訪問し家庭ごみの収集をおこなうとともに必要に応じて安全確認のため声掛けを行った。	A	継続実施	資源対策課
163			障がい者児の日常生活の自立を支援するための日常生活用具給付等事業、屋外移動が困難な障がい者児の外出を支援するための移動支援事業等の実施	障がい者児移動支援事業 26,474,130円（R4年度 23,959,050円） 日常生活用具給付費 15,883,416円（R4年度 15,995,322円）	A	継続実施	市民福祉課
164		b 障がい福祉サービスの充実	総合支援法、阪南市障がい者基本計画等に基づき事業の実施	障害者総合支援法に基づき、自立支援事業障がいサービス利用料を給付した。 令和5年度12,926件 1,432,586,409円 （令和4年度12,793件 1,337,682,189円）	A	継続実施	市民福祉課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
165		c 障がい児・者支援の充実	市民病院を地域医療の中核として位置づけ、保健センター・保健所・医療機関と連携し、障がい者児に対して適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等の提供	障がい者の方への支援として、耳が不自由な方が来院されても安心して医療を受けられるよう手話通訳ができる職員を配置するなど不安解消に努めてた。また、介助される方の負担軽減も目的として、障がい者の方へのレスパイト入院（介護休暇目的）も受け入れも実施した。	A	継続実施	健康増進課
166			未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所での保育又はたんぽぽ園での療育の支援	保育・教育施設については、子ども支援員や加配保育士を配置し、定期的に巡回相談等を実施し、適切な支援に努めたが、子ども支援員や加配保育士がかなり不足している。	B	継続実施	こども政策課
167			自宅での介護負担を軽減し、障がい児の自立を支援するための居宅介護（ホームヘルプサービス）、介護者が病気などの時に短期間施設で預かる短期入所、身体機能を補うための補装具費の支給	児童発達支援センターたんぽぽ園では保護者支援についての事業を実施した。	A	継続実施	市民福祉課
168			日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいのある人に対して、手当の支給	特別障害者手当 年間 1,216件（前年度1,124件） 障害児福祉手当 年間 267件（前年度 276件） 経過的福祉手当 年間 12件（前年度 15件）	A	継続実施	市民福祉課
169		d 地域生活支援事業の充実	総合支援法、阪南市障がい者基本計画等に基づき事業の実施	障害者総合支援法に基づき、自立支援事業障がいサービス利用料を給付した。 令和5年度12,926件 1,432,586,409円（令和4年度12,793件 1,337,682,189円）	A	継続実施	市民福祉課
170		e 障がい児・者スポーツ、文化芸術活動の振興	教室を設定し、各種の運動経験を広げることにより、障がい者（児）の体力の向上に役立てるとともに、障がい者（児）及び保護者同士の交流の推進	当初の予定通り年間合計6回実施し、延べ108人の参加があった。	A	継続実施	生涯学習推進室
171			視覚障がい者に図書館の資料の朗読サービスを行い、障がい者の教養を深めるとともに福祉の向上の推進	2名の利用者に対して29回の対面朗読サービスを実施した。	B	継続実施	R4図書館→R5生涯学習推進室
172		f 多様な手段による情報提供とコミュニケーション支援の充実	広報誌や市ウェブサイトの工夫、多言語訳など必要な情報アクセシビリティの推進	本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう、Google翻訳の利用や声の広報の制作等に努めた。	A	継続実施	シティプロモーション推進課
173			聴覚障がい者などに手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、社会生活における円滑な意思疎通の確保	派遣件数 手話通訳者等 188回（昨年度172回） 要約筆記者等 0回（昨年度 0回）	A	継続実施	市民福祉課
174			公共郵便物の視覚障がい者対応の推進	登録者に、送付をする際は、点字シールを貼付した。	A	継続実施	市民福祉課 介護保険課 保険年金課 税務課
175			阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て「市議会だより」を録音し、希望者に郵送することによって、市内在住の視覚障がい者の方々に広報内容の周知	視力障がい者への情報提供を充実するため、阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て、『はんなん市議会だより』の朗読音声を録音し、希望者へ配布しました。	A	継続実施	議会事務局
176			点字絵本づくりを通して、視覚障がい者への理解促進	夏休みに子どもを対象とした「点字絵本作成講座」を1回実施した。	B	継続実施	中央公民館
177			広報誌や市ウェブサイトの工夫、点字による配布など、障がい者に必要な情報アクセシビリティの推進	ウェブページの更新や資料の作成にあたり、ユニバーサルデザインやUDフォントの使用を心がけた。	B	継続実施	関係各課
178	（イ） 雇用・就労支援の充実	a 市内事業所への情報提供・啓発	市内事業所への情報提供・啓発	市内事業所情報交換会を年1回開催し、情報提供・啓発を行った。（参加者数10事業所 15名） 請負仕事一覧の作成など行った。	A	継続実施	市民福祉課
179		b 市職員採用における障がい者雇用の促進	地方自治体に対する法定雇用率を遵守し、障がい者雇用推進	採用時など、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るための研修を実施した。	B	継続実施	秘書人事課
180		c 障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の促進	優先調達法に基づき基本方針を策定、障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進に努めた。 令和4年実績47件 533,075円（令和3年実績42件 553,389円）	A	継続実施	市民福祉課
181		d 障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進	関係機関と連携し、障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進	商工会と連携した展示・販売を「はんなん祭り」などで行った。また、手話カフェなどに、障がい者就労施設等に、パンの販売を依頼した。	A	継続実施	市民福祉課
182		e 就労者の定着支援・離職者の再チャレンジ支援のシステム構築	障がい者の就労と生活の問題を協議し、問題解決の推進	阪南市岬町地域自立支援協議会就労支援部会では、就労継続支援事業所の工賃の向上に向けて討議した。地域生活支援部会では、地域資源の開発の見直しを行った。	B	継続実施	市民福祉課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
183		f 障がい者の職業能力開発事業の活用	能力開発校、大阪障害者職業センター等で行っている職業能力開発の積極的な活用	関係機関で行っている職業能力開発事業を積極的に活用するため、障がいを持つ相談者に対し活用を検討し支援に努めた。活用の検討を進めても、相談者本人が活用を希望しないケースがほとんどである。（活用希望：0人）	B	継続実施	生活環境課
184		g 精神障がい者社会生活適応訓練事業の促進	自宅にひきこもりがちで、社会参加のきっかけ作りなどが必要な方に調理実習や体操などのグループワークの実施	毎月、プログラムを準備した。活動内容によっては参加者の少ない回もあった。コロナウィルス感染症のため未実施だった調理実習も今年度から再開した。多くの方の意見も取り入れつつ、参加しやすいプログラムを考えたい。	B	継続実施	市民福祉課
185		h 就労する障がい者への支援	相談支援事業所まつのき園で開催している事業で、就労している障がい者の余暇活動の推進	・サンブライドではグループワークや外出を実施、延べ44名（R4年度延べ30名）が参加した。 5/14天王寺動物園 7/2海遊館 9/3通天閣 12/17クリスマス会 2/4USJ 3/27会議 ・ひまわりカフェは毎月第4日曜日に開催、延べ343名の利用があった。メンバーのやりがいや当事者の居場所として定着してきている。	A	継続実施	市民福祉課

ウ だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
186	（ア） だれもが安心して生活できる環境づくり	a 住宅改修の支援	重度障がい者（児）住宅改修事業の推進	実績件数 1件	A	継続実施	市民福祉課
187		b バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、耐震化の推進	歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保	カーブミラー新設7面（前年度14面） カーブミラー補修20面（前年度26面） ガードレール 0m（前年度0m） 防護柵 15m（前年度40m） 区画線 2,903m（前年度4,445m） 尾崎石田線（尾崎駅前）道路改良・歩道整備 L＝260m	A	継続実施	道路公園課
188			阪南市都市計画マスタープランにおけるまちづくり方針に基づく施策の推進	「阪南市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの方針である「公共施設のユニバーサルデザイン対応の推進」、「駅周辺や歩道のバリアフリー化の推進」に基づき、関係部署との連携に取り組んだ。また、住宅耐震診断4件、住宅耐震改修0件について、補助金を交付し、耐震を推進した。	A	継続実施	都市整備課
189		c コミュニティバス運行事業の推進	コミュニティバスの充実	新型コロナウイルスの影響により上半期は利用者数は減少したが、下半期は利用者は増加した。令和3年度よりノンステップバスを導入している。 令和5年度の利用者数は156,732人（令和4年度は135,427人）	A	継続実施	都市整備課
190		d 放置自転車の撤去、迷惑駐車を取り締まり	駅周辺を対象として「自転車等放置禁止区域」を定め、定期的に放置自転車禁止区域等を巡回し、放置車両の撤去	自転車等撤去数 ・自転車（89台）（前年度90台） ・バイク（2台）（前年度0台）	A	継続実施	道路公園課
191		e 災害時支援体制の整備	くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進	くらしの安心ダイヤル事業登録者の情報を地域の関係団体と共有し、日常の見守りや声かけ、地域行事への参加及び災害時の安否確認を行った。	A	継続実施	危機管理課
192			くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進	くらしの安心ダイヤル事業登録者の名簿一覧及び地図の名簿更新したものを各校区地区福祉委員会、民生委員、名簿情報提供に係る協定締結の自治会・自主防災組織に提供し、情報共有をおこなった。 令和5年度 1,389人（令和4年度 1,377人）	A	継続実施	市民福祉課
193		f 防災・防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	犯罪被害に遭いにくいまちづくり	地域における防犯力の保持に努めるため、泉南警察署や阪南市防犯委員会と連携し、安全・安心のまちづくりを推進した。（青バト講習受講者数：52名 防犯教室：4回）	A	継続実施	生活環境課
194			相談窓口の周知及び消費者トラブル防止に係る啓発	広報誌や市ウェブサイトで相談窓口の周知、詐欺手口等の情報発信に努め、被害の発生防止・拡大防止に努めた。（令和5年度相談件数：154件）	B	継続実施	生活環境課

エ インクルーシブ教育・保育システムの構築

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
195	（ア） 支援教育・	a 教育を受ける機会の確保	日常生活に配慮の必要な園児の状況を把握したうえで、各学校園に、こども支援員を配置し、必要な支援の実施	2023年度は56名（小中学校43名、幼稚園13名）の子ども支援員を学校園へ配置し、必要な支援を行った。	A	継続実施	学校教育課 こども政策課
196			一人ひとりの教育的ニーズに適切に対処し、障がいのある子どもも、障がいのない子どもも安全で安心な学校園生活を送ることができるシステムの推進	各学校での支援学級と通常の学級との交流行事や、支援学校在籍の児童・生徒の居住地校交流など、お互いの交流を通して理解を深める取組を進めた。	A	継続実施	学校教育課 こども政策課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
197	保育の充実	b インクルーシブな教育・保育環境の整備	教育・医療・福祉各関係機関参加の「阪南市障がい児支援連絡会」を組織し、多角的視点からの支援の充実を図ります。また、定期的に相談会を開き、広く相談を受けることができる体制づくり	支援学校の教員を招いて相談会を2回開催した。また、各学校園において、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの障がいに応じた指導に活用した。	A	継続実施	学校教育課 こども政策課
198		c 支援学校と地域の保育所、幼稚園、小中学校との交流・連携	支援教育に対する理解を深め、よりよい就学先の選択に向け、教育相談と平行しながら、支援学校と連携して見学や体験入学の機会充実	支援学校が行っている説明会や体験入学、支援学校の教育内容等について情報提供を行った。	A	継続実施	学校教育課 こども政策課 各保育所 各幼稚園

オ 障がいや障がい児・者への理解を深めるための教育・啓発の推進

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
199	推進ア 人権教育・啓発の	a さまざまな機会を利用した教育・啓発の推進	ヒューマンライツセミナー等、障がいのある人に関する人権問題について理解を深める市民啓発講座（市職員研修を含む）の開催、広報等媒体を活用した啓発	9月号広報に「障がいを理由とする差別の窓口を設置しています。」を掲載し、併せて障がいのある人に関する記事を掲載した。また、人権推進員向けに「障がい者」に関する研修を行った。	A	継続実施	人権推進課
200			障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ	まつのき園では、毎年他事業所との交流や、幼稚園・小学校との交流も行い、地域の方に知っていただけるよう取り組んでいる。また、香の教室等、講座を開催し、障がい理解の促進に努めた。	B	継続実施	市民福祉課
201	イ 交流の促進	a 保育所、幼稚園、小中学校、地域との相互交流の促進	こどもたちが障がいや障がい児・者への理解を深めるために、相互交流の重要性について認知促進	各学校園において年間指導計画に基づいた障がい理解教育を進めるとともに、支援学級と通常の学級との交流行事や、支援学校在籍の児童・生徒の居住地校交流など、お互いの交流を通して理解を深める取組を行った。	B	継続実施	学校教育課 各保育所
202			保健センター、子ども家庭センター、障がい児通園施設や教育支援相談員との連携	公的機関や専門機関と適宜連携を図り適切な支援を探る。巡回相談を年に4回実施することで幼児理解につなげた。	A	継続実施	各幼稚園
203		b ボランティア市民活動フェスティバルの推進	障がい者就労施設等がボランティア市民活動フェスティバルへ参加することで、障がい者理解の啓発	ボランティアフェスティバルには実行委員会として参加し、障がい者の理解啓発に努めた。	A	継続実施	市民福祉課
204		c 喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」の充実	地域交流館内に喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」を設置し、障がい者の社会参加の促進、就労訓練の場の活用	毎週金曜日オープンしており交流の場となっている。	A	継続実施	継続実施
205	ウ 人材育成等	a 障がい児・者への理解促進を支援する人材バンクの充実	市民の自主的・自発的学習を促進するため、生涯学習推進計画に基づき、出前講座や100人のカルチャーにおいて人権施策の講座を行うとともに、100人カルチャーへの登録の周知	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者実績は減少しており、人材登録活用システム100人のカルチャーの問い合わせは2件となった。	B	継続実施	生涯学習推進室
206		b 障がい児・者への理解につながる事業に取り組む社会教育団体への支援	社会教育団体を対象とした研修事業の支援	社会教育関係団体の役員、会員等への人権研修の機会として、R6年2月6日に『生きづらさを抱えるこどもたち』と題した講演会（活動報告）を実施した。実際に活動を伴うワークをとおして、子どもの人権を考える機会をつくることができた。	B	継続実施	生涯学習推進室
207		c 学生ボランティア体験推進事業の促進	小学校、中学校、高校における福祉ボランティア教育の機会の提供、体験交流活動を推進すると共に、生徒を通じて家族及び地域社会の啓発推進	子ども福祉員による訪問活動を18件行った。（R4年度14件清掃や家事支援、訪問声掛け）	A	継続実施	市民福祉課
208		d ボランティアセンター事業及びボランティア活動推進事業の促進	人材を養成し、ボランティア同士の連携や連絡調整を行い、障がい者（児）に対する円滑なボランティア活動を推進	泉南学寮へのボランティア学習とマッチングを行ない、清掃活動等を19件行った。農福連携など交流も行った。	A	継続実施	市民福祉課
209		e 障がい者団体への支援	阪南市内にある障がい者団体に対し、補助金を交付し、自主的な活動の支援	社会参加や参加会員相互の交流を目的としたバスツアーや、障がい者（児）団体連絡協議会を毎月第2木曜日に開催し、また、ふれあいキャンペーンの行事を企画することで、参加者の交流と社会参加を図った。	A	継続実施	市民福祉課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
(5) 同和問題（部落差別）							
ア 差別意識の解消に向けた人権教育の推進							
	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
210	（ア） 同和問題（部落差別）の解決に向けた人権・同和教育・保育の推進	a 保育所、幼稚園、小中学校における人権・同和教育・保育の推進	同和問題（部落差別）の解決に向け、年間計画に基づき、教員・職員・児童生徒への同和教育を実施	・年間計画に添って、視聴覚教材や絵本などを通して人権感覚を養った。【幼稚園B】 ・定期的に人権教育保育研修を受講し、保育士の意識を高める。また、阪南市人権擁護委員地区委員会が8月20日に開催した「みんなの人権教室」の周知チラシの配布し、保護者と児童の参加を促した。【各保育所A】 ・各学校園が年間計画に基づいて同和教育を実施した。各学校園の取組については、学校教育課が取りまとめ、校園所の人権教育担当者が参加する研修において共有した。【学校教育課B】	B	継続実施	学校教育課 各保育所 各幼稚園
211		b 家庭・地域における人権・同和教育の推進	ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	・人権を考える市民の集い 12/2 参加者452人 映画「破戒」を上映	A	継続実施	人権推進課
212			市民啓発講座（市職員研修参加を含む）など人権・同和教育の推進のための情報提供	市民啓発講座、人権・同和教育の推進に関する情報（ポスター等）を掲示し提供する。	A	継続実施	各保育所
213			家庭における人権・同和教育が進むよう、学校園への啓発	・家庭・地域における人権・同和教育推進のため、掲示物や手紙等で啓発する。【幼稚園B】 ・家庭における人権・同和教育が進むよう、教職員対象の人権教育研修会を実施し、学校園に働きかけた。学校が行った人権教育の内容について、家庭に周知するために配付物を作成し、保護者へ配付した学校もある。【学校教育課B】	B	継続実施	学校教育課 各幼稚園
214			大阪企業人権協議会や泉南市・岬町との合同研修会等の開催	事業所人権問題連絡会への加入事業所に対し、泉南市・岬町と連携し、合同研修会を開催した。	A	継続実施	生活環境課
215		c 各種団体、事業者等における人権・同和研修の推進	研修や、ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	人権を考える市民の集い 12/2 参加者452人 映画「破戒」を上映	A	継続実施	人権推進課
216			社会教育団体を対象とした研修事業の支援	社会教育関係団体の役員、会員等への人権研修の機会として、R6年2月6日に『生きづらさを抱えるこどもたち』と題した講演会（活動報告）を実施した。実際に活動を伴うワークをととして、子どもの人権を考える機会をつくることができた。	B	継続実施	生涯学習推進室
217		d 市職員における人権・同和研修の推進	ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	人権を考える市民の集い 12/2 参加者452人 映画「破戒」を上映	A	継続実施	人権推進課 秘書人事課
218		e 教職員における人権・同和研修の推進	同和問題（部落差別）の解決に向け、校園所の教職員を対象とした研修を開催	・校園所の人権教育担当者を対象にした研修において「同和問題に関する人権学習で大切にしたいこと」をテーマに実施した。また、夏季休業中には、泉南郡3町と合同で人権教育研修を開催し、各校園所の実践報告と交流の場を設けた。【学校教育課】	A	継続実施	学校教育課
219		f 市職員における人権・同和教育のリーダーの育成	部落解放・人権大学講座及び部落解放・人権夏期講座への受講生派遣	部落解放・人権研究所が実施する部落解放・人権大学講座に職員1名を、部落解放・人権夏期講座（オンライン講座）に職員2名を派遣した。	B	継続実施	秘書人事課
220			人権行政推進委員研修会の開催	・テーマを分けて3回ビデオ学習を開催した。「子どもに関する人権課題」「障がいのある方に関する課題」「外国人に関する課題」を実施	A		人権推進課
221		g 教育・保育者における人権・同和教育のリーダーの育成	各校園所の人権教育担当者を対象に同和教育の研修会を実施	・人権教育担当者研修に参加した。【こども政策課A】 ・校園所の人権教育担当者を対象にした研修において「同和問題に関する人権学習で大切にしたいこと」をテーマに実施した。また、夏季休業中には、泉南郡3町と合同で人権教育研修を開催し、各校園所の実践報告と交流の場を設けた。【学校教育課A】	A	継続実施	学校教育課 こども政策課
222		h 地域における人権・同和教育のリーダーの育成	人権出前講座や、ヒューマンライツセミナー等、同和問題（部落差別）の解決に向けた市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	人権を考える市民の集い 12/2 参加者452人 映画「破戒」を上映	A	継続実施	人権推進課
223			社会教育団体を対象とした研修事業の支援	社会教育関係団体の役員、会員等への人権研修の機会として、R6年2月6日に『生きづらさを抱えるこどもたち』と題した講演会（活動報告）を実施した。実際に活動を伴うワークをととして、子どもの人権を考える機会をつくることができた。	B	継続実施	生涯学習推進室

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
イ 差別意識の解消に向けた人権啓発の推進							
	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
224	発（ア）活動の充実 同和問題（部落差別）の解決に向けた人権啓	a 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等で、「部落差別の解消の推進に関する法律」等についての普及啓発	人権を考える市民の集い 12/2 参加者452人 映画「破戒」を上映	A	継続実施	人権推進課
225		b 広報活動の充実	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載、人権パネル展の開催	「部落差別解消推進法」のポスターを掲示。広報誌や市ウェブサイト「部落差別解消推進法」や「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を掲載。 人権パネル展については8月市役所ロビーにて、戦争平和パネルを展催した。	A	継続実施	人権推進課
226		c 街頭啓発活動の充実	憲法週間、人権週間における街頭啓発活動の実施	市庁舎に懸垂幕とのぼりを設置。人権週間については、人権を考える市民の集いで啓発物品の配架、市庁舎に懸垂幕とのぼりを設置した。	A	継続実施	人権推進課
227			登録型本人通知制度についての周知啓発	・市民啓発講座（市職員研修を含む）であるヒューマンライツセミナー、人権を考える市民の集い、ヒューマンライツセミナー出張講座、女と男のハートフル講座、人権出前講座、各種団体の会合等で、「登録型本人通知制度」等のちらしを配布し、簡単な説明を行った。【人権推進課A】 ・市民啓発講座については、会場出入口にPRブースを設置し登録申請書用紙を参加者に配布する。市ウェブサイトや広報でマイナンバーカードを活用したオンライン申請の周知を行った。【市民課 A】	A	継続実施	市民課 人権推進課

ウ 人権が尊重された人権文化のまちづくり

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
228	（ア）相談体制の充実	a 人権相談の充実	市民が利用しやすい相談体制の推進	市民ニーズに応じて、人権相談、就労支援相談、進路選択支援相談の窓口を1本化し、個々の相談室を設けて、相談しやすい環境づくりに努めている。令和5年度相談実績人権相談243件、就労支援相談182件、進路選択支援相談6件	A	継続実施	人権推進課
229		b 生活相談の充実	福祉部に「くらし丸ごと相談室」を設置し、「ひきこもり」に関する相談など、制度の狭間にある課題を抱えた方の相談支援を行います。	令和5年度相談件数 42件 （前年度実績 40件）	A	継続実施	市民福祉課
230			生活困窮及び生活保護の相談及び支援	生活困窮相談件数235件、うち新規プラン作成件数46件、生活保護相談件数351件、うち保護申請78件、開始71件。	A	継続実施	生活支援課
231		c 健康相談の充実	相談の充実	令和5年度実績 385人（健康増進課） 令和5年度実績 健康相談実施実施25回（延べ263人）【健康事業準備室】	A	継続実施	健康事業準備室
232		d 進路選択支援相談の充実	市民が利用しやすい相談体制の推進	進路選択支援相談窓口については、毎月の広報紙や市のウェブサイトにて案内を行っている。また、8月末に進路相談会を実施し、相談しやすい環境づくりに努めた。	A	継続実施	学校教育課
233		e 地域就労支援相談の充実	地域就労支援事業の相談体制の充実	就労につながるよう、関係機関と連携し、利用者に応じたきめ細やかな相談業務を実施した。（令和5年度の地域就労支援相談および就労・生活相談の相談件数：182件）また、就職支援のためのセミナーや講習会を実施した。	A	継続実施	生活環境課
234	（イ）実態把握	a 人権侵害の早期発見と適切な対応	専門性を有する相談員の配置と、救済支援体制の構築の促進	人権侵害の早期発見や二次被害の防止等から、対応する職員の専門性確保のため、人権に関する研修等、継続的な学習に取り組んだ。相談員のスキルアップのため、人権協会相談員及び相談事業関係者が大阪府人権総合講座養成講座等の研修に参加した。大阪府認定人権擁護士2名を配置している。	B	継続実施	人権推進課
235		b 調査研究の推進	同和問題（部落差別）の解決と、人権施策の推進のため、定期的に調査を実施	平成29年度に実施した、「人権に関する市民意識調査」を基礎資料として、令和元年に「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」を策定。同和問題（部落差別）の解決と、人権施策の推進のため、「同方針及び基本計画」に基づき、取組を進めた。	B	継続実施	人権推進課

(6) 外国人に関する課題

ア 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
236	（ア）多文化共生社会の	a 保育所、幼稚園、小中学校における多文化共生教育・保育の推進	外国人権研修に参加し、職員が人権意識を高める。	阪南市外国人権教育研究会、阪南人権研究会等に参加した。	A	継続実施	各保育所
237			言葉・習慣・食生活等、さまざまな文化の違いに気づき、尊重し合う心の涵養	在籍園児や絵本、地図、国旗等、さまざまな教材に直接ふれることで発達に応じて関心をもつことができるようにする。	B	継続実施	各幼稚園
238			多文化共生社会の実現に向け、年間計画に基づき、多文化共生教育を実施	各学校園において、年間計画に基づき、多文化共生教育を実施した。	A	継続実施	学校教育課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
239	実現に向けた教育の推進	b 多文化共生事業の推進	公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会や、国際交流サークルにより国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施	12月17日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）	B	継続実施	生涯学習推進室
240		a 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、外国人に関する人権課題についての職員研修の開催	12月17日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）【生涯学習推進室】 2023ヒューマンライツセミナー 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 を開催した。【秘書人事課・人権推進課A】	B	継続実施	人権推進課 秘書人事課 生涯学習推進室
241		d 教職員における多文化共生研修の推進	校園所の教職員対象に多文化共生教育に関する人権教育研修を実施	第1回人権教育研修において、校園所の人権教育担当者に在日外国人教育に係る研修を実施した。	A	継続実施	学校教育課
242		e 交流の促進	公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会や、国際交流サークルにより国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施	12月17日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）	B	継続実施	生涯学習推進室
243	向（イ）けた啓発多活動文化の共生実社会の実現に	a 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、外国人に関する人権課題についての市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	・12月17日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）【生涯学習推進室】 ・2023ヒューマンライツセミナー 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 を開催した。【人権推進課A】	B	継続実施	人権推進課 生涯学習推進室
244		b 広報活動の充実	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載	・12月17日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）【生涯学習推進室B】 ・2023ヒューマンライツセミナー 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 を開催の際に広報でチラシを全戸配付した。【人権推進課A】	B	継続実施	人権推進課 生涯学習推進室

イ 在日外国人の生活支援

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
245	（ア）生活の支援	a 多言語での生活情報の提供	多言語での生活情報の提供	本市ウェブサイト等の公的な情報発信媒体を利用する際、誰もが必要な情報を得られるよう行政用語を分かりやすく言い換えること等に努めた。	A	継続実施	シティプロモーション推進課
246		b 相談窓口の充実	福祉部に「くらし丸ごと相談室」を設置し、「ひきこもり」に関する相談など、制度の狭間にある課題を抱えた方の相談支援の実施	令和5年度相談件数 42件 （前年度実績 40件）	A	継続実施	市民福祉課
247			生活困窮及び生活保護の相談及び支援	生活困窮相談件数235件、うち新規プラン作成件数46件、生活保護相談件数351件、うち保護申請78件、開始71件。	A	継続実施	生活支援課
248			外国人住人が安心して相談できるよう、相談環境の整備	日本語での会話が困難な相談者にとって、言語でのコミュニケーションが円滑となるよう、翻訳ツールアプリを活用した相談体制を整備した。	A	継続実施	人権推進課
249		c 日本語学習の支援	公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会や、国際交流サークルにより国際交流活動への理解促進を促すとともに、文化交流を啓発する交流事業の実施	12月17日（日）に「日本語発表会」を開催。市内で日本語を学ぶ外国人の方による日本語発表会およびクラブ員や学習者による交流会、演奏会を実施。 参加者数132名（学習者47名、指導者34名、その他51名）【生涯学習推進室】	B	継続実施	生涯学習推進室
250		d 多言語進路ガイダンスの開催	帰国・渡日児童生徒が安心して学校生活を送り、主体的に進路を選択できるよう、日本の高校入試制度や学校生活などについて、多言語による情報提供及び個別相談の実施	帰国・渡日児童生徒のための泉南地区多言語進路ガイダンスを泉南地区各市町とともにを行い、外国籍・外国にルーツのある児童・生徒やその保護者に向け、通訳者や高校教諭等にも参加してもらい、母語による進路相談を行った。	A	継続実施	学校教育課
251		e 「やさしい日本語」の推進	外国人住人をはじめ、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用	「やさしい日本語」の使用について、職員がそれぞれ状況に応じて対応した。	A	継続実施	関係各課

施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
(7) 感染者などに関する課題						
ア 感染症についての正しい知識の普及						
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
（ア） 教育・啓発の推進	a 市職員における感染症についての正しい知識の普及	感染症の知識を普及	阪南市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、方針を決定し啓発を行った。【健康増進課A】 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後、特段行っていない。【秘書人事課B】	A	継続実施	秘書人事課 健康増進課
	b 教職員における感染症についての正しい知識の普及	感染症の知識を普及	・校園長会で予防接種（日本脳炎・麻しん・風しん・HPV・二種混合・三種混合）について啓発を行った。【健康増進課A】 ・感染症についての正しい知識の普及のため、随時、学校園に資料等の情報提供を行った。【学校教育課】	A	継続実施	健康増進課 学校教育課
	c 学校における感染症についての教育の推進	感染症の知識を普及	・予防接種（インフルエンザ・日本脳炎・麻しん・風しん・HPV・二種混合・三種混合）について対象児童にチラシを配布し啓発を行った。（健康増進課A） ・感染症についての正しい知識の普及のため、随時、学校園に資料等の情報提供を行った。【学校教育課A】	A	継続実施	学校教育課 健康増進課
	d 啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、感染症について正しい理解を促進するための市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	2023ヒューマンライツセミナー7/24「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」113人参加 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 8/29「メディア・リテラシーと人権」88人参加 人権を考える市民の集い講演会語り部 「おたまたさんのおかいさん」映画上映「破戒」453人参加 「人権の集い」アンケートは306人/452人の回答があり、「初めて参加した」40.5%（124人）「参加2回目」22.2%（66人）で、啓発事業の浸透に有効であると認識した。【人権推進課】	A	継続実施	人権推進課
	e 広報活動の充実	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載	・予防接種（新型コロナワクチン・麻しん・風しん・二種混合・三種混合・HPV・インフルエンザ・肺炎球菌）について広報に掲載した。【健康増進課A】 ・広報にハンセン病についての正しい理解を促進するための啓発記事を掲載を行った。【人権推進課A】	A	継続実施	健康増進課 人権推進課
イ 相談窓口の設置						
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
実（ア） 相談体制の充実	a ハンセン病回復者相談窓口の充実	ハンセン病回復者相談窓口の周知	・さまざまな人権問題や、生活する上でのいろいろな悩み事について、人権相談窓口である「まごころ相談」を実施し、相談者の自立に向けた支援を行った。広報「人権ノート」への掲載、ハンセン病に関連するポスターの掲示を行うことで相談窓口の周知を行った。「人権推進課」 ・相談はなし【健康増進課】	A	継続実施	人権推進課 健康増進課
	b 健康相談窓口の充実	相談の充実	令和5年度実績 健康相談実施実施25回（延べ263人）	A	継続実施	健康事業準備室
(8) 情報化社会における人権課題						
ア 人権意識の高揚と正しい利用の促進						
施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
の（ア） 推進 インターネット上での差別事象、人権侵害に関する教育・啓発	a 学校におけるネットいじめ防止プログラム等の実施	各学校でのいじめ防止の取組とインターネットの適切な利用の推進	各校でSNS上のトラブルの防止も含めたいじめをなくすための取組を実施した。	A	継続実施	学校教育課
	b 学校における情報モラル教育の充実	情報モラル教育に関する研修内容や資料の伝達講習を行い、教員の情報モラルに対する識見の向上	児童生徒のタブレット端末活用にあたり、児童生徒向けの使い方ルールや、教員向け活用ガイドラインについて啓発を行った。	A	継続実施	学校教育課
	c 市民啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、インターネット上での差別事象、人権侵害に関する市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	・ヒューマンライツセミナーにおいて、メディアリテラシーと人権を題材にし、高齢者も含めすべての人が「私らしくメディア社会を生きる」ための講演した。人権相談事業として、相談窓口を開庁時に開設 また、様々なインターネット上での差別事業の研修を職員が受講した。	A	継続実施	人権推進課
	d 市職員におけるインターネット上での差別事象、人権侵害に関する研修の実施	人権啓発研修（ヒューマンライツセミナー、管理職人権研修会）の実施	2023ヒューマンライツセミナー7/24「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」113人参加 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 8/29「メディア・リテラシーと人権」88人参加 人権を考える市民の集い講演会語り部 「おたまたさんのおかいさん」映画上映「破戒」453人参加 「人権の集い」アンケートは306人/452人の回答があり、「初めて参加した」40.5%（124人）「参加2回目」22.2%（66人）で、啓発事業の浸透に有効であると認識した。 また、ヒューマンライツセミナーを受講できなかった職員向けに、動画等による人権啓発研修を実施した。	A	継続実施	秘書人事課 人権推進課
	e 学校・家庭・地域の協働・連携の強化	インターネット上にある差別事象に対する理解を深めるため、教職員研修を実施する。教育講演会や資料等を用いて、保護者や地域に発信し、協働・連携の強化	校園所を対象にした第3回人権教育担当者研修兼第1回管理職人権教育研修において、インターネット上の人権課題をテーマに実施し、理解を深めた。	A	継続実施	学校教育課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
264	（イ） 人権課題の把握と対応	a 実態の把握	国や府、関係機関等との連携により、早期の実態把握に努める	差別事象や人権侵害事象が生じた時には、岸和田法務局や大阪府、関係機関等との連携により、早期の実態把握をするよう、庁内で共通認識をした。	A	継続実施	人権推進課
265		b 相談窓口の設置	インターネット上での差別事象、人権侵害に関する相談窓口の設置	ヒューマンライツセミナーにおいて、メディアリテラシーと人権を題材にし、高齢者も含めすべての人が「私らしくメディア社会を生きる」ための講演した。人権相談事業として、相談窓口を開庁時に開設 また、様々なインターネット上での差別事業の研修を職員が受講した。	A	継続実施	人権推進課
266		c 人権侵害への適切な対応	国や府、関係機関等と連携し、個々の問題に迅速かつ適切な対応	差別事象や人権侵害事象が生じた時には、岸和田法務局や大阪府、関係機関等との連携により、早期の実態把握をするよう、全庁的に共通認識をした。	A	継続実施	人権推進課
267		d モニタリングの実施	早期発見のため、モニタリングを実施	早期発見に差別事象、人権侵害事業を発見するため、モニタリングを行っている。	A	継続実施	人権推進課
268		e 早期発見のためのネットボランティアの活用	早期発見のため、阪南市人権協会の会員の協力を得て、幅広い監視体制の構築	当課でのモニタリング開始から5年経過しモニタリングについて一定の実績と検証ができた。ネットボランティア構築の次段階として、阪南市人権協会に委託している総合相談事業でモニタリング業務の委託を検討している。	A	継続実施	人権推進課

(9) 性的マイノリティに関する人権課題

ア 性の多様性、性的マイノリティへの理解促進

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
269	（ア） 教育・啓発の推進	a 正しい理解と認識を深めるための市民啓発講座の開催	ヒューマンライツセミナー等、性の多様性、性的マイノリティへの理解を促進するため、市民啓発講座（市職員研修を含む）を開催	2023ヒューマンライツセミナー7/24「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」113人参加 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 8/29「メディア・リテラシーと人権」88人参加 人権を考える市民の集い講演会語り部 「おたまさんのおかいさん」映画上映「破戒」453人参加 「人権の集い」アンケートは306人/452人の回答があり、「初めて参加した」40.5%（124人）「参加2回目」22.2%（66人）で、啓発事業の浸透に有効であると認識した。今年は、性の多様性に特化していなかった。	B	継続実施	人権推進課
270		b 学校における教育の推進	学校園において、性の多様性の理解を促進するための教育を実施するよう指導	校長会、園長会において、性の多様性の理解を促進するための資料を情報提供し、取組を実施するよう指導した。	B	継続実施	学校教育課
271		c 市職員、教職員への研修	ヒューマンライツセミナー等、性の多様性、性的マイノリティへの理解を促進するため、市職員研修を開催	2023ヒューマンライツセミナー7/24「こどもが被害者や加害者にさせられていく社会」113人参加 8/4「ロシアの孤立と翻弄される人々」132人参加 8/29「メディア・リテラシーと人権」88人参加 人権を考える市民の集い講演会語り部 「おたまさんのおかいさん」映画上映「破戒」453人参加 「人権の集い」アンケートは306人/452人の回答があり、「初めて参加した」40.5%（124人）「参加2回目」22.2%（66人）で、啓発事業の浸透に有効であると認識した。今年は、性の多様性に特化していなかった。	B	継続実施	秘書人事課 人権推進課
272			校園所の教職員対象に性の多様性に関する人権教育研修会の実施	校園所の人権教育担当者対象の第4回人権教育研修で「大人が変われば子どもが変わる～性・生に関する大阪の課題と『生きる』教育について～」をテーマに実施した。	A	継続実施	学校教育課
273		d 正しい理解と認識を深めるための広報活動	広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載	市ウェブサイトに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成	A	継続実施	人権推進課
274		e ALLY（アライ）の取組の推進	啓発講座、研修のほか、広報誌や市ウェブサイトへ啓発記事を掲載	市ウェブサイトに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」等、性的マイノリティに関する正しい理解促進のためのページを作成	A	継続実施	人権推進課

	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
	イ 多様な性が尊重されたまちづくり						
	施策の方向性	施策の展開	具体的な取り組み	2023（令和5）年度実施実績	担当課評価	取組方針	担当課
275	（ア） 性的マイノリティへの支援	a 相談体制の充実	性的マイノリティの人が安心して相談できるよう、相談環境を整備するとともに、相談内容によっては専門機関へつなぐなど、適切に対応する	さまざまな人権問題や、生活する上でのいろいろな悩み事について、人権相談窓口である「まごころ相談」を実施し、相談者の自立に向けた支援を行った。	A	継続実施	人権推進課
276			性的マイノリティの子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、相談体制を整え、啓発ポスターの掲示などの環境整備を行うとともに、日頃の教職員の言動により「相談しても大丈夫だよ。」というメッセージを送り続けるよう、学校園に伝える。	性的マイノリティの子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、校長会・園長会において学校園に指導を行った。当該児童・生徒がカミングアウトした際の対応についても校園長会等で周知・啓発している。また、校種間の引継ぎ時には、衣服等の配慮等、性の多様性の観点を伝えている。	B	継続実施	学校教育課
277				啓発ポスターの掲示等で相談体制の環境整備を行った。	A	継続実施	こども政策課
278			内容を特定せず、さまざまな健康相談に対して対応する。	さまざまな健康問題について関係機関と連携を取りながら支援を行った。	A	継続実施	健康増進課
279		b 情報提供	広報誌や市ウェブサイトを利用し、性的マイノリティの人が安心して生活するために必要な情報提供に努める	さまざまな人権問題や、生活する上でのいろいろな悩み事について、人権相談窓口である「まごころ相談」を実施し、相談者の自立に向けた支援を行った。	A	継続実施	人権推進課
280		c 慣習、制度等における差別の解消	ヒューマンライツセミナーや出前講座等の啓発講座や、広報誌、市ウェブサイトの活用により、差別の解消を図る	さまざまな人権問題や、生活する上でのいろいろな悩み事について、人権相談窓口である「まごころ相談」を実施し、相談者の自立に向けた支援を行った。	A	継続実施	人権推進課

阪南市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条）

第3章 子どもの権利の保障（第4条―第10条）

第4章 子どもに関わる施策の推進（第11条―第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

阪南市の子どもたちは、全てかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。

全ての子どもは、生まれながらに一人の人間として尊重される権利を有しています。子どもたち一人ひとりの人権を保障するために、児童の権利に関する条約に定められた「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、また、SDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、その健やかな成長を社会全体で支えていかなければなりません。

子どもは、自ら育つ力と多くの可能性があり、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性や社会性、そして豊かな人間性を身につけます。そのために、大人は、子どもが健やかに育つ環境をつくり、子どもを大切にする文化を醸成するという役割を担っています。

阪南市では、子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化等、子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人が子どもや子育て家庭に関心を持

ち、地域全体で子どもを育むため、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援をしなければなりません。

そして、私たち大人は、子どもが「権利の主体」であることを念頭に置きつつ、子どもと大人はパートナーであるという認識を持って、当事者である子どもたちの思いや意見を聴き取り、「共創」によるまちづくりを進めてまいります。

ここに私たちは、阪南市の子どもたちが、豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱きながら、自分も他の人も大切にできる、人を思いやる心を持った次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもを社会全体で支援をすることができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもに関わる様々な主体が、子どもの力を知り、子どもを信じ、子育てを支えるための理念、果たすべき役割等を意識し、子どもの権利を保障するとともに、子どもが、年齢や発達段階に応じて主体的に参画できる「共創」によるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の人をいう。
- (2) 大人 おおむね18歳以上の人をいう。
- (3) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいう。
- (4) 学校園所等 阪南市にある学校、幼稚園、保育所、認定こども園
その他子どもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、
団体又はその関係者をいう。
- (5) 地域社会 子どもが生活するところ、自宅や学校があるところ、

生活に必要な施設等、そこで暮らす人たちとの交流又はつながりのあるところをいう。

第2章 子どもの権利

(代表的な子どもの権利)

第3条 本条に規定する権利は、子どもが一人の人間として生まれながらに持っている特に大切な権利として保障されるものとする。

(1) 生きる権利

ア 命、心及び体が大切にされ、自分らしく生きること。

イ 心又は体に障がいがあっても、個性及び誇りが傷つけられず生活を送ること。

ウ 大人と同様、権利を持つ一人の人として尊重され、その権利が守られること。

(2) 育つ権利

ア 自分の成長にあった適切な支援を受け、心及び体が健やかに育つこと。

イ 自由に遊び、又は休むことができるとともに、自然、文化、芸術及びスポーツに親しむことができること。

ウ 必要な教育を受け、自分の心及び体が持つ力を伸ばすこと。

(3) 守られる権利

ア 虐待、いじめ、あらゆる暴力等、権利が侵害されるどのような扱いからも守られること。

イ 多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われないこと。

ウ 知られたくないことを秘密にでき、自分の信用又は評判を傷つけられないこと。

(4) 参加する権利

ア 自分の意見又は考えを様々な方法で自由に表し、伝えること。

イ 仲間とともにグループを作り、集まり、又は活動すること。

ウ 年齢や発達段階に応じて社会に参画する中で、意見を表明し、

活かされる機会があること。

第3章 子どもの権利の保障

(子どもを取り巻く主体の役割)

第4条 子どもに関わる全ての大人は、子どもが生まれながらに権利の主体であることを知り、その権利を保障し、子どもが健やかに自分らしく成長できるよう、次条から第9条までに規定する役割を果たすことに努めるものとする。

(大人の役割)

第5条 大人は、子どもを育む社会全体の一員として、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 子どもの権利について理解し、子どもが権利の主体として尊重されるものであることを認識すること。
- (2) 子どもが権利について学び、又は知る機会の充実を図ること。
- (3) 子どもが安全かつ安心して暮らし、又は成長できるよう温かく見守ること。
- (4) 子どもが安心して話せる関係を築き、その思い又は考えを聴き、読み取り、相互に相談及び協力し合うこと。
- (5) 子どもが社会の決まりを守り、他の人の権利を尊重し、又は自分と同様に他の人を大切にする心を育めるよう見本となり支援すること。
- (6) 子どもが様々な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと。
- (7) 子どもが自分らしく生きられるよう、多様な個性及び価値観を認め合える社会を築くこと。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの養育と発達に第一義的な責任を負うものとして、必要に応じて周囲の協力又は支援を受け、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長のために、子どもが安全で安心できる環境を整え、養育すること。
- (2) 子どもが自分の気持ち又は考えを話す際には、最後まで聴き取り、受け止め、かつ話し合うこと。
- (3) 子どもの個性及び考えを認め、子どもの育つ力を信じ、かつ励ますこと。
- (4) 困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な相談又は協力を求めること。

(学校園所等の役割)

第7条 学校園所等は、子どもの教育及び保育等に関わるものとして、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 子どもが安心して過ごせる居場所となること。
- (2) 集団生活及び学習活動等を通じ、必要な社会性及び学力並びに主体的に考え行動すること等、豊かに生きる力を身につけられるよう支援すること。
- (3) 子どもが、自分又は他の人の権利について学び、知る機会並びに自分の意見及び考えを話し合う機会を設けること。
- (4) 子どもにとって拭えない傷となる虐待、いじめ、体罰等の防止、早期発見、解決に向け、関係機関と連携し、取り組むこと。

(地域社会の役割)

第8条 地域社会は、家庭における子育てを補完する場所として、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 地域社会の中で子どもが健やかに成長できるよう、安全かつ安心な地域環境を作ること。
- (2) 子どもの気持ち及び考えを大切にし、挨拶を交わすなど、温かく見守ること。
- (3) 子どもが地域社会とのつながりを感じ、郷土愛を育めるよう、多様な世代が関わる催し等では、協働にて取り組むこと。

(市の役割)

第9条 市は、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益のために、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 前4条に掲げる主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもに関わる施策を効果的に実施できるよう、保護者、学校園所等及び地域社会の連携を促進すること。
- (3) 子どもに関わる施策を総合的かつ計画的に実施できるよう、調整すること。

(権利の主体としての子どもの育ち)

第10条 子どもは、自分たちの権利を適切に行使できるよう、大人から支援を受け、権利の主体として育つために次に掲げる事項を大切にするものとする。

- (1) 自分たちにある権利について学び、かつ知ること。
- (2) 自分と同様に他の人の権利を守ること。
- (3) 互いの考え及び個性を大切に尊重し、誰も傷つけないよう、多様な意見及び考えを認め合える関係を築くこと。
- (4) 自分の考え及び意見を様々な方法で伝え合うこと。

第4章 子どもに関わる施策の推進

(子ども・子育て当事者等の意見の反映)

第11条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、子どもに関係する施策や事項について、子どもの最善の利益につながるよう、子どもの意見を聴き取る機会の充実を図るものとする。

2 市、学校園所等及び地域社会は、子育て又は子育てに係る施策や事項について、保護者又は自分の考えをまとめることができない子どもの代弁者等から意見を聴き取る機会の充実を図るものとする。

(子どもの意見表明及び参加の場)

第12条 市は、まちづくり及び子どもに関する施策について、権利の

主体として子どもが意見表明し、参加する場を設けるものとする。

2 市は、子どもの意見表明及び参加の場では、子どもの自主的及び自発的な活動を奨励し、支援するものとする。

3 市は、子どもの意見表明及び参加の場でまとめられ、提出された意見を尊重するものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、学校園所等及び地域社会は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じて支援するものとする。

(支援等の充実)

第14条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、全ての子どもの養育環境等全般について継続的に実態把握に努め、一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう支援の充実を図るものとする。

2 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、関係機関及び各主体等と連携し、子どもが自分らしく過ごせる居場所づくりの充実を図るものとする。

(相談支援体制の充実)

第15条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、成長の段階、置かれた環境等に応じた問題又は悩みについて、子どもが相談できる場を設定し、プライバシーを保護し、適切に支援できるよう相談支援体制の充実を図るものとする。

(多様な子どもへの支援)

第16条 市及び学校園所等は、発達、思想及び表現の多様性を認め、全ての子どもの権利を保障し、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 全ての子どもの権利が保障されることを周知及び啓発すること。

(2) 孤立を予防するため、仲間と出会うことができる場について周知すること。

(3) 多様な子どもを支援するため、関係機関のネットワーク等につい

て周知すること。

（子どもの貧困対策）

第 17 条 市は、学校園所等や関係機関と緊密に連携し、貧困の状況にある子どもについて把握し、生活に関する支援をするなど必要な施策を講ずるものとする。

（虐待等の予防等）

第 18 条 市、保護者、学校園所等及び地域社会において子どもに関わる全ての大人は、関係機関と連携し、子どもの虐待、いじめ等の予防、早期発見及び早期支援に取り組むものとする。

（関係諸機関との連携）

第 19 条 市、保護者、学校園所等及び地域社会は、子どもに関わる事柄について、必要に応じて関係機関との連携を図り、協働にて実施するものとする。

（条例の広報等）

第 20 条 市及び学校園所等は、この条例についての市民の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

第 5 章 雑則

（委任）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

大阪市職員の極めて悪質な部落差別発言に対し断固抗議する声明

去る6月に大阪港湾局の職員2人が出張中の公用車内の会話で同僚職員数人を指して、「えた」などの賤称語を数十回に渡って執拗に繰り返し誹謗中傷な発言をおこなっていた部落差別事象が発覚した。具体的に、「子どもが結婚するときはシビアになる」「部落地名総鑑で調べる」「生まれ変わっても血は変わらない」「皮をなめして暮らしている」といった結婚や職業に関する部落差別発言をはじめ、感染症に関する差別発言をおこなっていたことも明らかになった。また本来指導すべき立場の上司も同乗していたが、追従する形で部落差別発言をおこなっていた。こうした極めて悪質かつ重大な部落差別事件に対し私たち部落解放同盟大阪府連合会は断固抗議するものである。

差別発言は、職員の運転が荒いとの情報から本年3月29日にドライブレコーダーを確認したところ、3月28日に部落差別発言がおこなわれた事実を確認、そして過去の記録を遡って調べたところ3月18日および21日と、のべ3日にわたっての差別発言が確認された。差別発言の発覚以降、港湾局内で事実確認が行われたが、市民局に報告があがったのは、約2カ月後の5月23日で、5月28日に特別職に報告された。

大阪市は6月18日に人権行政推進本部をひらき、本部長である横山英幸市長は各所属長に対し「このような、他者を傷つけ人権を踏みにじる差別発言は、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するものであり断じて許されるものではない。組織的対応に至るまでに相当な時間を要したことは看過できない。人権侵害する行為を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案を二度と発生させないとの強い決意のもと、迅速な対応を徹底し、同様の事案が生じていないか、改めて確認するよう指示する」との通知を出した。

大阪市職員による部落差別行為は5年前の2019年、環境事業局職員が大阪市内の駅トイレの扉など、複数回にわたって賤称語を使った部落差別落書きを行ったことが発覚しており、今回と同様、当時の人権行政推進本部長である松井一郎市長は、「職員は率先して人権行政を推進していく立場であるとの自覚をもって、断固たる姿勢で差別事象の根絶に取り組んでいかなければならない」として、二度と発生させない強い決意のもと、各所属職員に対し指導を徹底する指示の通知を出し、管理職人権研修、全職員へのE-ラーニングを活用した人権研修や各所属職員の人権研修をとりくまれていたなか、再度、今回の港湾局職員の差別事件が発生した。

2016年に部落差別解消推進法が制定され、部落差別の解消は国及び地方公共団体の責任であり、積極的に施策を推進していくことを謳っているが、今回の差別事件はその法律の趣旨・目的にも著しく背く行為である。

部落解放同盟大阪府連合会としては、これまで部落問題研修の形骸化を指摘し、前回の事件の背景に迫るために職員の意識調査の必要性を指摘するなど、大阪市と協議を重ねてきた。大阪市職員がおこなった相次ぐ部落差別行為は、大阪市の人権行政が著しく後退していることを露見させたと言っても過言ではなく、行政の信頼を失墜させるものである。

今回、大阪市職員による部落差別発言の背景には、職場での孤立が指摘されており、「不満のはけ口」としての差別発言であることがうかがえる。また、職員をとりまく環境などが差別意識を表面化し強化させていると思われる。人権行政を推進する立場である行政職員としてあるまじき発言であることは言うまでもなく、重大な人権侵害行為である。大阪市は事件の背景を徹底的に明らかにし、真相糾明するとともにこのような部落差別事件を再発させないための方策を明らかにしていくべきと考える。

遅きに失した感は拭えないが、7月1日大阪市は事件の概要として、差別発言の内容について以下のように発表した。

「令和6年3月18日以降、延べ3日にわたり、出張中の公用車内において、大阪港湾局の職員Aが職員Bとの会話の中で、同僚職員数名を指して、えたなどの部落差別を意図する賤称語を数十回以上にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷しました。上司にあたる職員Bも、それらを指導する立場でありながら、さらに助長する部落差別発言を行っていました。

部落差別を意図する具体的な発言は、子どもが結婚するときはシビアになる、生まれ変わっても血は変わらない、皮をなめして暮らしている、部落地名総鑑で調べる、という主旨の内容であり、長年にわたり差別に苦しんでこられた当事者の思いを一顧だにせず、人間の尊厳を著しく傷つける行為として、到底看過できない、極めて酷い内容でした」と発言内容を明らかにした。

わたしたちの情報収集においてもほぼ同様の発言が確認されているが、こうした差別発言が港湾局職員に向けて発せられている所に、今回の差別発言の根深さ、職場の差別体質の深刻さが伺える。

と同時に他の職員への不満や発言者本人が孤立している職場環境への憤りに対して、相手を攻撃する材料に部落問題を持ち出し、自分を理解しないのは、「どエッタ」だからだとする身勝手に傲慢な思い込みこそ、深刻な差別意識のあらわれであり、許すことの出来ない差別発言である。またドライブレコーダーから確認された状況を考慮すれば、ほぼ二人の会話は日常会話として毎回のようにつながれている会話だと推測され、差別発言が日常化していた事は、火を見るよりも明らかである。

部落解放同盟大阪府連合会は、糾弾闘争本部を立ち上げ、大阪市に対して、職員が極めて悪質な差別発言にいたった背景の真相糾明を求めていくこと、また、差別発言が日常的に繰り返されていなかったのか、大阪市の人権研修が市職員の差別意識の解消につながっているのか、関係部署からの報告が約2ヶ月かかっていたことから、差別対応マニュアルが適切に機能していない事実など、大阪市の姿勢を徹底的に追及していくことや差別事象の報告等を速やかにおこなうよう求めていく。

そして、感染症差別に闘う当事者や部落解放大阪府民共闘会議など、各種関係団体の仲間たちと連帯しとりくむことを決意しここに表明する。

2024年7月2日

部落解放同盟大阪府連合会

執行委員長 赤井 隆史

2. 電話・窓口で差別発言があった場合

各課・室	人権推進課
① 差別発言の現認	
② 発言者に対して差別発言であることを指摘（複数職員で対応） 後刻、様式1号により報告するため、発言内容（明確に）・日時・氏名・状況等を記録	
③ 所属長・対応者が人権推進課長に口頭報告	④ ③について総務部長及び三役に口頭報告
	⑤ ・大阪府人権局に口頭報告 ・人権関係団体に口頭報告
⑥ 所属長は様式1号により人権推進課長に報	⑦ ⑥について総務部長及び三役に報告、協議
	⑧ ・人権行政推進本部開催 ・人権行政推進委員会に報告
	⑨ 事象や背景を分析し、今後の取り組みについて検討（様式3号）
⑩ 差別発言者に対して、啓発の実施	
⑪ 被害者への救済、ケアの実施	
	⑬ ・結果を大阪府人権局に報告 ・結果を人権関係団体に報告
	⑭ 人権擁護に関する審議会に報告
⑮ 課内研修の実施	⑮ 全庁に周知及び職員研修の実施
⑯ 課内研修結果を秘書人事課長、人権推進課長に報告	
	⑰ 市民向け啓発、教育等の実施